



宍粟市新型インフルエンザ等対策行動計画 (案)

兵庫県宍粟市
平成 27 年 3 月
(令和 8 年 3 月改定)

目次

はじめに.....	1
第1部 新型インフルエンザ等対策特別措置法と行動計画.....	2
第1章 新型インフルエンザ等対策特別措置法の意義等.....	2
第1節 感染症危機を取り巻く状況.....	2
第2節 新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定.....	3
第2章 宍粟市新型インフルエンザ等対策行動計画の策定及び改定.....	4
第2部 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針.....	5
第1章 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な戦略.....	5
(1) 感染拡大を可能な限り抑制し、住民の生命及び健康を保護する.....	5
(2) 住民の生活及び地域経済に及ぼす影響が最小となるようにする.....	5
第2章 新型インフルエンザ等対策の基本的な考え方.....	6
第3章 さまざまな感染症に幅広く対応できるシナリオ.....	9
(1) 有事のシナリオの考え方.....	9
(2) 感染症危機における有事のシナリオ（時期ごとの対応の大きな流れ）.....	9
第4章 市における新型インフルエンザ等対策実施上の留意事項.....	12
(1) 平時の備えの整理や拡充.....	12
(2) 感染拡大防止と地域経済活動のバランスをふまえた対策の切替え.....	12
(3) 基本的人権の尊重.....	13
(4) 危機管理としての特措法の性格.....	14
(5) 関係機関相互の連携協力の確保.....	14
(6) 高齢者施設や障がい者施設等の社会福祉施設等における対応.....	14
(7) 感染症危機下の災害対応.....	14
(8) 記録の作成や保存.....	15
第5章 新型インフルエンザ等対策推進のための役割分担.....	16
(1) 国の役割.....	16
(2) 地方公共団体の役割.....	16
(3) 医療機関の役割.....	17
(4) 指定地方公共機関の役割.....	17
(5) 登録事業者.....	17
(6) 一般の事業者.....	18
(7) 住民.....	18
第6章 新型インフルエンザ等の対策項目.....	19
第7章 新型インフルエンザ等対策行動計画等の実効性を確保するための取組等.....	20

(1) EBPM の考え方に基づく政策の推進.....	20
(2) 新型インフルエンザ等への備えの機運の維持.....	20
(3) 実践的な訓練の実施.....	20
(4) 定期的なフォローアップと必要な見直し.....	20
第3部 新型インフルエンザ等の各対策項目の考え方及び取組.....	22
第1章 実施体制.....	22
第1節 準備期.....	22
第2節 初動期.....	24
第3節 対応期.....	28
第2章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション.....	30
第1節 準備期.....	30
第2節 初動期.....	32
第3節 対応期.....	34
第3章 まん延防止・医療・検査.....	36
第1節 準備期.....	36
第2節 初動期.....	37
第3節 対応期.....	38
第4章 ワクチン.....	41
第1節 準備期.....	41
第2節 初動期.....	43
第3節 対応期.....	46
第5章 保健.....	49
第1節 準備期～初動期.....	49
第2節 対応期.....	50
第6章 物資.....	51
第1節 準備期～初動期.....	51
第2節 対応期.....	52
第7章 住民の生活及び地域経済の安定の確保.....	53
第1節 準備期.....	53
第2節 初動期.....	55
第3節 対応期.....	56
用語集.....	59

はじめに（行動計画改定の背景）

令和2年1月に国内で始めて感染が確認された新型コロナウイルス感染症（COVID-19）（以下「新型コロナ」という。）は、複数の感染の波をもたらし、ウイルスの変異とともに、感染の波の規模は拡大した。

この未曾有の感染症危機において、行政、医療関係者、国民、事業者等、国をあげての取組が進められ、同感染症が感染症法上の5類感染症に位置付けられるまで3年超にわたり、新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「特措法」という。）に基づいた対応が行われてきたが、この間、住民の生命及び健康は脅かされ、住民の生活及び地域経済活動が大きく影響を受けることとなった。

この経験により、感染症危機は、社会のあらゆる場面に影響し、住民の生命及び健康への大きな脅威であるだけでなく、経済や社会生活を始めとする住民の生活の安定にも大きな脅威となるものであること、感染症によって引き起こされるパンデミックに対しては、国家の危機管理として社会全体で対応する必要があることが改めて明らかとなった。

今般改定する宍粟市新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「市行動計画」という。）は、新型コロナへの対応で明らかとなった課題等をふまえ、新型インフルエンザや新型コロナなど幅広い感染症に対応できる社会をめざし改定するものである。

市行動計画に基づき、感染症危機に対する平時の備えに万全を期すとともに、有事の際には、国や県と連携し、必要な対策を実施する。

第1部 新型インフルエンザ等対策特別措置法と行動計画

第1章 新型インフルエンザ等対策特別措置法の意義等

第1節 感染症危機を取り巻く状況

近年、地球規模での開発の進展により、開発途上国等における都市化や人口密度の増加、未知のウイルス等の宿主となっている動物との接触機会の拡大が進んでおり、未知の感染症との接点が増大している。さらに、グローバル化により各国との往来が飛躍的に拡大しており、こうした未知の感染症が発生した場合には、時を置かずして世界中に拡散するおそれも大きくなっている。

これまでも重症急性呼吸器症候群（SARS）やジカウイルス感染症等の感染拡大が発生し、さらには令和2年（2020年）以降、新型コロナが世界的な大流行（パンデミック）を引き起こす等、新興感染症等は国際的な脅威となっている。引き続き世界が新興感染症等の発生のおそれに直面していることや、感染症危機が広がりやすい状況に置かれていることを改めて認識する必要がある。

しかし、こうした新興感染症等の発生時期を正確に予知することは困難であり、また、発生そのものを阻止することは不可能である。このため、平時から感染症危機に備え、より万全な体制を整えることが重要である。

また、パンデミックを引き起こす病原体として人獣共通感染症であるものも想定される。パンデミックを予防するためにも、「ワンヘルス」の考え方により、ヒトの病気等に注目するだけでなく、ヒト、動物及び環境の分野横断的な取組が求められる。ワンヘルス・アプローチの推進により、人獣共通感染症に対応することも重要な観点である。

このほか、既知の感染症であっても、特定の種類の抗微生物薬が効きにくくなる又は効かなくなる薬剤耐性（AMR）を獲得することにより、将来的な感染拡大によるリスクが増大するものもある。こうしたAMR対策の推進等、日頃からの着実な取組により、将来的な感染拡大によるリスクを軽減していく観点も重要である。

第2節 新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定

新型インフルエンザは、毎年流行を繰り返してきたインフルエンザウイルスとウイルスの抗原性が大きく異なる新型のウイルスが出現することにより、およそ10年から40年の周期で発生している。ほとんどの人が新型のウイルスに対する免疫を獲得していないため、パンデミックとなり、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されている。

また、コロナウイルスのような既知の病原体であっても、ウイルスの変異等によりほとんどの人が免疫を獲得していない新型のウイルスが出現すれば、パンデミックになることが懸念される。

さらに、未知の新感染症についても、その感染性の強さから社会的影響が大きいものが発生する可能性がある。

これらの感染症が発生した場合には、国家の危機管理として対応する必要がある。

特措法は、病原性が高い新型インフルエンザ等感染症、同様に危険性のある指定感染症及び新感染症が発生した場合に、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的に、国、地方公共団体、指定（地方）公共機関、事業者等の責務、新型インフルエンザ等の発生時における措置、まん延防止等重点措置及び緊急事態措置等の特別の措置を定めたものであり、感染症法等と相まって、国全体としての万全の態勢を整備し、新型インフルエンザ等対策の強化を図るものである。

特措法の対象となる新型インフルエンザ等は、国民の大部分が現在その免疫を獲得していないこと等から、全国的かつ急速にまん延し、かつ、病状の程度が重篤となるおそれがあり、また、国民生活及び国民経済に重大な影響を及ぼすおそれがあるものであり、具体的には、

- ①新型インフルエンザ等感染症
- ②指定感染症（当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、全国的かつ急速なまん延のおそれがあるもの）
- ③新感染症（全国的かつ急速なまん延のおそれがあるもの）

である。

第2章 宍粟市新型インフルエンザ等対策行動計画の策定及び改定

平成25年（2013年）6月、国は、特措法第6条に基づき、新型インフルエンザ等対策政府行動計画（以下「政府行動計画」という。）を策定し、新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針や国が実施する措置等を示すとともに、都道府県や市町村がそれぞれの行動計画を作成する際の基準となるべき事項等を定めた。また、その後、令和6年（2024年）7月には、新型コロナ対応の経験をふまえ、政府行動計画を改定した。

今般の政府行動計画の改定は、新型コロナ対応で明らかとなった課題や、これまでの関連する法改正等もふまえ、新型インフルエンザや新型コロナ等以外も含めた幅広い呼吸器感染症による危機に対応できる社会をめざすものである。

また、兵庫県（以下「県」という。）においても、政府行動計画が改定されたことを受け、県における新型コロナ対応の経験をふまえて兵庫県新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「県行動計画」という。）を改定した。

本市においては、平成21年の新型インフルエンザ（A/H1N1）の流行をふまえ、同年10月に「宍粟市新型インフルエンザ等対策行動計画」を策定し、その後、平成25年3月には、「宍粟市新型インフルエンザ等対策本部条例」を制定し対策を講じてきた。

今般、政府行動計画及び県行動計画が抜本的に改正されたことを受け、これら行動計画の改定や新型コロナ対応の検証をふまえ、市行動計画を改定する。

なお、国は、新型インフルエンザ等に関する最新の科学的知見、新型インフルエンザ等対策の経験や訓練等を通じた改善等をふまえて、定期的な検討を行い、適時適切に政府行動計画の変更を行うとしていることから、市においても、国の動向や県での取組状況等をふまえ、必要に応じ、市行動計画の改定を検討する。

第2部 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針

第1章 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な戦略

新型インフルエンザ等の発生時期を正確に予知することは困難であり、また、その発生そのものを阻止することは不可能である。また、世界中のどこかで新型インフルエンザ等が発生すれば、国内への侵入も避けられないと考えられる。

病原性が高くまん延のおそれのある新型インフルエンザ等が発生すれば、住民の生命及び健康や住民の生活及び地域経済にも大きな影響を与えかねない。

新型インフルエンザ等については、長期的には、住民の多くが罹患するおそれがあるものであるが、患者の発生が一定の期間に集中してしまった場合は、医療提供体制のキャパシティを超えてしまうということを念頭に置きつつ、新型インフルエンザ等対策を危機管理に関わる重要な課題と位置付け、次の2点を主たる目的として対策を講じていく必要がある。

(1) 感染拡大を可能な限り抑制し、住民の生命及び健康を保護する

- ・感染拡大を抑えて、流行のピークを遅らせ、医療提供体制の整備やワクチン製造等のための時間を確保する。
- ・流行のピーク時の患者数等をなるべく少なくして医療提供体制への負荷を軽減するとともに、医療提供体制の強化を図ることで、患者数等が医療提供体制のキャパシティを超えないようにすることにより、治療が必要な患者が適切な医療を受けられるようにする。
- ・適切な医療の提供により、重症者数や死亡者数を減らす。

(2) 住民の生活及び地域経済に及ぼす影響が最小となるようにする

- ・感染拡大防止と地域経済活動のバランスをふまえた対策の切替えを円滑に行うことにより、住民の生活及び地域経済活動への影響を軽減する。
- ・住民の生活及び地域経済の安定を確保する。
- ・地域や事業者での感染対策等により、欠勤者等の数を減らす。
- ・事業継続計画の作成や実施等により、医療の提供の業務又は住民の生活及び地域経済の安定に寄与する業務の維持に努める。

第2章 新型インフルエンザ等対策の基本的な考え方

新型インフルエンザ等対策は、図表1に示す発生の段階や状況の変化に応じて、柔軟に対応していく必要があることを念頭に置かなければならない。過去の新型インフルエンザや新型コロナウイルスのパンデミックの経験等をふまえると、特定の事例に偏重して準備を行うことは、大きなリスクを背負うことになりかねない。政府行動計画は、特定の感染症や過去の事例のみを前提とするのではなく、新型インフルエンザや新型コロナウイルス等以外の新たな呼吸器感染症等が流行する可能性を想定しつつ、発生した新型インフルエンザ等の特性をふまえ、さまざまな状況で対応できるよう、対策の選択肢を示すものである。

政府行動計画では、科学的知見及び各国の対策もふまえ、我が国の地理的な条件、大都市への人口集中、少子高齢化、交通機関の発達度等の社会状況、医療提供体制、受診行動の特徴等の国民性も考慮しつつ、各種対策を総合的かつ効果的に組み合わせてバランスのとれた戦略をめざすこととしている。

市行動計画においても同様の観点から対策を組み立てることとし、新型インフルエンザ等の発生前から流行状況が収束するまでの状況に応じて、政府行動計画及び県行動計画をふまえ、図表2のとおり、一連の流れをもった戦略を確立する。

なお、実際に新型インフルエンザ等が発生した際には、感染症の特徴、病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、流行の状況、地域の実情その他の状況をふまえ、人権への配慮や、対策の有効性、実行可能性及び対策そのものが住民の生活及び地域経済活動に与える影響等を総合的に勘案し、市行動計画等で記載するものの中から、実施すべき対策を選択し決定する。

住民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがある新型インフルエンザ等への対策は、県による不要不急の外出の自粛要請や施設の使用制限等の要請、各事業者における業務縮小等による接触機会の抑制等の医療対応以外の感染対策と、ワクチンや治療薬等を含めた医療対応を組み合わせる総合的に行うことが必要である。

特に医療対応以外の感染対策については、社会全体で取り組むことにより効果が期待されるものであり、全ての事業者が自発的に職場における感染予防に取り組むことはもちろん、感染拡大を防止する観点から、継続する重要業務を絞り込む等の対策を実施することについて積極的に検討することが重要である。

また、事業者の従業員のり患等により、一定期間、事業者のサービス提供水準が相当程度低下する可能性がある場合は、そのことについて周知し、住民等の理解を得るための呼び掛けを行うことも必要である。

あわせて、新型インフルエンザ等のまん延による医療提供体制の限界や社会的混乱を回避するためには、国、県、市町村及び指定（地方）公共機関による対策だけでは限界があり、事業者や住民一人ひとりが、感染予防や感染拡大防止のための適切な行動や備蓄等の準備を行うことが必要である。新型インフルエンザ等対策は、日頃からのマスク着用等の咳エチケットや手洗い等の季

節性インフルエンザ等の呼吸器感染症に対する対策が基本となる。特にワクチンや治療薬がない可能性が高い新興感染症等が発生した場合は、これらの公衆衛生対策がより重要である。

図表 1 対応区分と新型インフルエンザ等の発生状態

対応区分		発生段階	状態
準備期		発生前	新型インフルエンザ等が発生していない状態
初動期		海外発生期	海外で新型インフルエンザ等が発生した状態
		国内発生早期 県内未発生期	兵庫県を除く国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生し、すべての患者の接触歴を疫学調査で追える状態
対応期	封じ込めを念頭に 対応する時期	県内発生早期	県内で新型インフルエンザ等の患者が発生し、すべての患者の接触歴を疫学調査で追える状態
	病原体の性状に 応じて対応する時期	県内感染期	県内で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態
	ワクチンや治療薬 により対応力が高 まる時期	小康期	新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準で止まっている状態
	特措法によらない 基本的な感染症対 策に移行する時期	終息期	全数把握等が必要なくなり、定点把握等で発生動向の把握が可能な状態

図表 2 時期に応じた戦略（対応期は、基本的対処方針に基づいて対応）

時期		戦略
準備期	発生前の段階	水際対策の実施体制構築に係る国との連携、地域における医療提供体制の整備や抗インフルエンザウイルス薬等の備蓄、ワクチンや治療薬等の研究開発への協力と供給体制の整備、住民等に対する啓発や県、市町、事業者による業務継続計画等の策定、DX の推進や人材育成、実践的な訓練の実施による対応体制の定期的な点検や改善等、新型インフルエンザ等の発生に備えた事前の準備を周到に行う。
初動期	国内で発生した場合を含め世界で新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症が発生した段階	直ちに初動対応の体制に切り替える。 新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症が海外で発生した場合は、病原体の国内への侵入を完全に防ぐことは困難であるということを前提として対策を策定する。 海外で発生している段階で、県内の万全の体制を構築するためには、我が国が島国である特性をいかし、国が行う検疫措置の強化等により、病原体の国内侵入や感染拡大のスピードをできる限り遅らせる。

時期		戦略
対応期	① 県内発生当初の段階	<p>患者の入院措置や抗インフルエンザウイルス薬等による治療、感染リスクのある人の外出自粛やその人に対する抗インフルエンザウイルス薬の予防投与の検討、病原性に応じて、不要不急の外出の自粛要請や施設の使用制限等を行い、感染拡大のスピードをできる限り抑えることを目的とした各般の対策を講ずる。</p> <p>なお、国内外の発生当初等の病原性や感染性等に関する情報が限られている場合には、過去の知見等もふまえ、病原性や感染性等が高い場合のリスクを想定し、封じ込めを念頭に強力な対策を実施するが、常に新しい情報を収集・分析し、対策の必要性を評価し、更なる情報が得られ次第、感染拡大のスピードを抑制し、可能な限り感染者数等を減少させるための対策等、適切な対策へと切り替えることとする。また、定期的に観察と評価を行い、状況の進展に応じて、必要性の低下した対策についてはその縮小や中止を図る等の見直しを行う。</p>
	② 県内で感染が拡大している段階	<p>国、県、市町、事業者等は相互に連携して、医療提供体制の確保や住民の生活及び地域経済の維持のために最大限の努力を行う必要があるが、社会の緊張が高まり、変化する状況に対策が必ずしも適合しなくなることも含めさまざまな事態が生じることが想定される。したがって、あらかじめ想定したとおりにいかないことが考えられるため、社会の状況を把握し、状況に応じて臨機応変に対処していくことが求められる。</p> <p>また、地域の実情等に応じて、県が国及び市町と協議のうえ、柔軟に対策を講ずることができるようにし、医療機関を含めた現場が動きやすくなるよう配慮や工夫を行う。</p>
	③ ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期	<p>科学的知見の集積、検査体制や医療提供体制の整備、ワクチンや治療薬の普及等の状況の変化等に合わせて、適切なタイミングで、柔軟かつ機動的に対策を切り替える。</p>
	④ 流行状況が収束し、特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期	<p>新型インフルエンザ等発生前における通常の医療提供体制への段階的な移行や感染対策の見直し等を行う。</p>

第3章 さまざまな感染症に幅広く対応できるシナリオ

(1) 有事のシナリオの考え方

過去に流行した新型インフルエンザや新型コロナ等以外の呼吸器感染症も念頭に、中長期的に複数の感染の波が生じることも想定し、幅広く対応できるシナリオとするため、以下の①から④までの考え方をふまえて、有事のシナリオを想定する。

- ① 特定の感染症や過去の事例のみを前提とするのではなく、新型インフルエンザや新型コロナ等以外の新たな呼吸器感染症等が流行する可能性を想定しつつ、病原体の性状に応じた対策等についても考慮する。
- ② 病原体について限られた知見しか明らかになっていない発生初期には、感染拡大防止を徹底し、流行状況の早期の収束を目標とする。
- ③ 科学的知見の集積による病原体の性状の把握、検査体制や医療提供体制の整備、ワクチンや治療薬の普及等の状況の変化や地域経済等の状況に合わせて、適切なタイミングで、柔軟かつ機動的に対策を切り替えることを基本とする。
- ④ 病原体の変異による病原性や感染性の変化及びこれらに伴う感染拡大の繰り返しや対策の長期化の場合も織り込んだ想定とする。

また、有事のシナリオの想定に当たっては、病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）のリスク評価の大括りの分類を設け、それぞれのケースにおける対応の典型的な考え方を示す。そのうえで、柔軟な対応が可能となるよう、対策の切替えについては第3部の「新型インフルエンザ等の各対策項目の考え方及び取組」の部分で具体的な対策内容の記載を行う。

新型インフルエンザ等対策の各対策項目については、予防や準備等の事前準備の部分（準備期）と、発生後の対応のための部分（初動期及び対応期）に大きく分けた構成とする。

(2) 感染症危機における有事のシナリオ（時期ごとの対応の大きな流れ）

具体的には、前述の有事のシナリオの考え方もふまえ、感染症の特性、感染症危機の長期化、状況の変化等に応じて幅広く対応するため、初動期及び対応期を、対策の柔軟かつ機動的な切替えに資するよう図表3のように区分し、有事のシナリオを想定する。時期ごとの対応の特徴もふまえ、感染症危機対応を行う。

図表4に示す初動期から対応期までの時期ごとの感染症危機対応の大きな流れに基づき、第3部の「新型インフルエンザ等の各対策項目の考え方及び取組」の部分において、それぞれの時期に必要な対策の選択肢を定める。

特に対応期の「病原体の性状等に応じて対応する時期」においては、病原性や感染性等の観点からリスク評価の大括りの分類を行ったうえで、それぞれの分類に応じ各対策項目の具体的な内容を定める。また、病原性や感染性等の観点からのリスク評価の大括りの分類に応じた対

策を定めるに当たっては、複数の感染の波への対応や対策の長期化、病原性や感染性の変化の可能性を考慮する。

また、対応期の「ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期」については、ワクチンや治療薬の有無や開発の状況等によっては、こうした時期が到来せずに、対応期の「特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期」を迎えることも想定される。

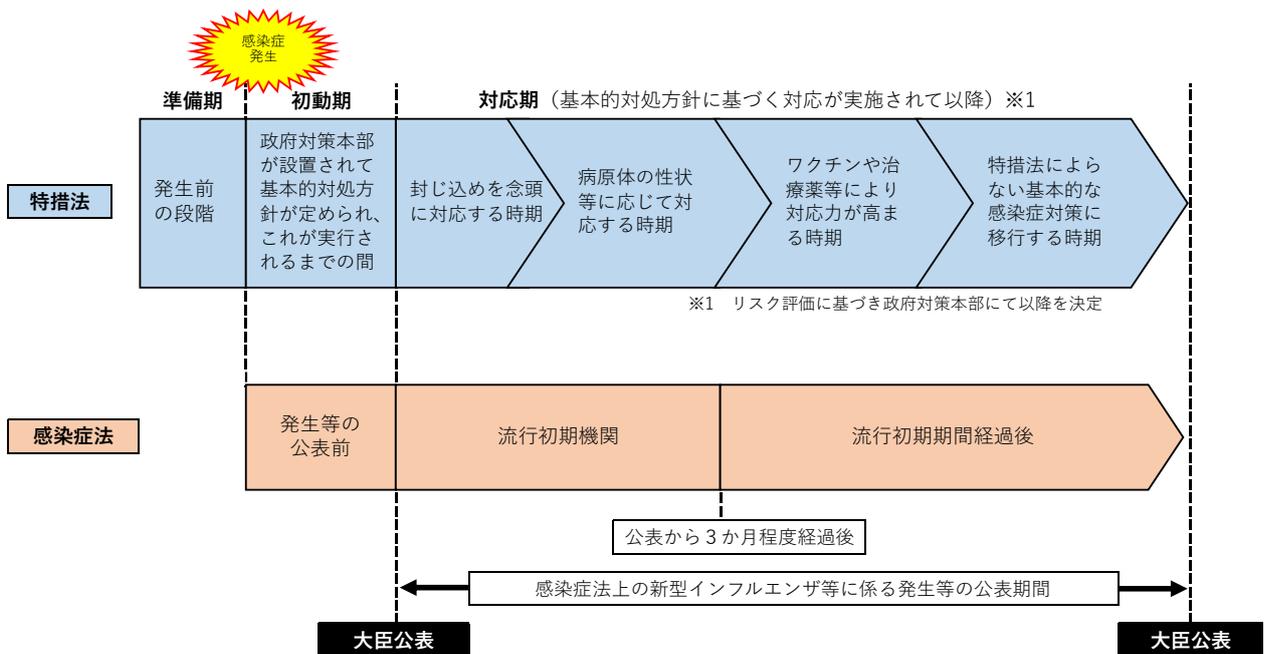
さらに、感染や重症化しやすいグループが特に子どもや高齢者の場合に必要な措置等については、社会や医療提供体制等に与える影響が異なることから、準備や介入の在り方も変化することに留意しつつ対策を定める。

図表3 初動期及び対応期の有事のシナリオ

時期		戦略
初動期 (A)		<p>感染症の急速なまん延及びその可能性のある事態を探知して以降、政府対策本部が設置されて基本的対処方針が定められ、これが実行されるまでの間、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）を明らかにしつつ、感染拡大のスピードをできる限り抑えて、感染拡大に対する準備を行う時間を確保するため、新型インフルエンザ等の特徴や事態の推移に応じて迅速かつ柔軟に対応する。</p> <p>政府対策本部が設置され、国の緊急事態宣言がなされた場合は、直ちに宍粟市新型インフルエンザ等対策本部（以下「市対策本部」という。）を設置し、感染拡大のスピードをできる限り抑えることを目的とした各般の対策を講ずる。</p> <p>住民等に対する速やかな情報提供・共有体制を構築するとともに、しーたん放送や市公式サイト等を通じて、リスク情報とその見方や対策の意義を共有する。</p>
対応期	封じ込めを念頭に対応する時期 (B)	<p>国内での新型インフルエンザ等の発生の初期段階では、病原体の性状について限られた知見しか得られていない中で、諸外国における感染動向等も考慮しつつ、まずは封じ込めを念頭に対応する（この段階で新型インフルエンザであることが判明した場合は、抗インフルエンザウイルス薬やプレパネミックワクチン等の対応を開始し、検査・診療により感染拡大防止を図ることができる可能性があることに留意）。</p>
	病原体の性状等に応じて対応する時期 (C1)	<p>感染の封じ込めが困難な場合は、知見の集積により明らかになる病原体の性状等をふまえたリスク評価に基づき、感染拡大のスピードや潜伏期間等を考慮しつつ、確保された医療提供体制で対応できるレベルに感染拡大の波（スピードやピーク等）を抑制するべく、感染拡大防止措置等を講ずることを検討する。</p>

時期		戦略
	ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期 (C2)	ワクチンや治療薬等により、新型インフルエンザ等への対応力が高まることをふまえて、科学的知見に基づき対策を柔軟かつ機動的に切り替える（ただし、病原体の変異により対策を強化させる必要が生じる可能性も考慮する）。ワクチン接種を希望する住民が速やかに接種を受けられるよう、接種体制を構築し、接種を推進する。
	特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期 (D)	最終的に、ワクチン等により免疫の獲得が進むこと、病原体の変異により病原性や感染性等が低下すること及び新型インフルエンザ等への対応力が一定水準を上回ることにより、特措法によらない基本的な感染症対策（出口）に移行する。

図表4 感染症危機における特措法と感染症法による時期区分の考え方（イメージ図）



第4章 市における新型インフルエンザ等対策実施上の留意事項

市は、新型インフルエンザ等の発生時やその準備段階に、特措法その他の法令、市行動計画に基づき、国や県と相互に連携協力し、新型インフルエンザ等対策の的確かつ迅速な実施に万全を期す。この場合において、次の点に留意する。

(1) 平時の備えの整理や拡充

感染症危機への対応には平時からの体制作りが重要である。このため、以下の取組により、平時の備えの充実を進め、訓練により迅速な初動体制を確立することを可能とするとともに、情報収集・共有、分析の基盤となるDXの推進等を行う。

(ア) 新型インフルエンザ等の発生時に行うべき対策の共有とその準備の整理

将来に必ず起こり得る新型インフルエンザ等の発生時に行うべき対策を関係者間で共有しながら、その実施のために必要となる準備を行う。

(イ) 迅速な初動の体制整備

初動対応については、未知の感染症が発生した場合や新型インフルエンザ等が県内で発生した場合も含めさまざまなシナリオを想定し、国内外で初発の感染事例が探知された後、国や県からの情報等に基づき速やかに初動対応に動き出せるように体制整備を進める。

(ウ) 関係者や住民等への普及啓発と訓練等を通じた継続的な点検や改善

感染症危機は必ず起こり得るものであるとの認識を、広く感染症対策に携わる関係者や住民等と共有するとともに、次の感染症危機への備えをより万全なものとするために、訓練の実施等を通じて、平時の備えについて継続的に点検や改善を行う。

(エ) 医療提供体制、検査体制等、平時の備えや取組

県の主導のもと、有事の際の速やかな対応が可能となるよう、検査体制の整備、リスクコミュニケーション等について平時からの取組を進める。

(オ) DXの推進や人材育成等

DXは、迅速な新型インフルエンザ等の発生状況等の把握や関係者間でのリアルタイムな情報共有を可能とし、業務負担の軽減や関係機関との連携強化等が期待できることから、新型インフルエンザ等の感染症危機管理の対応能力を向上させていくことをめざし、国の動向をふまえ、医療DX等を推進する。また、平時から、中長期的な視野に立って感染症危機管理に係る人材育成を継続的に行う。

(2) 感染拡大防止と地域経済活動のバランスをふまえた対策の切替え

対策に当たっては、バランスをふまえた対策と適切な情報提供・共有により住民の生活及び地域経済活動への影響を軽減させるとともに、身体的、精神的及び社会的に健康であることを

確保することが重要である。このため、以下の取組により、感染拡大防止と地域経済活動のバランスをふまえた対策の切替えを円滑に行い、住民の生命及び健康の保護と住民の生活及び地域経済活動に及ぼす影響が最小となるよう対策を講ずる。

(ア) 可能な限り科学的根拠に基づいた対策の切替え

対策の切替えに当たっては、感染症の特徴、病原体の性状、感染症の発生状況等も含めたリスク評価を考慮することが重要である。市は、可能な限り科学的な根拠に基づき対応するため、国や県と連携し、平時からこうしたデータ収集の仕組みを構築する。

(イ) 医療提供体制と住民の生活及び地域経済への影響をふまえた感染拡大防止措置

有事には医療提供体制の速やかな拡充を図りつつ、医療提供体制で対応できるレベルに感染拡大のスピードやピークを抑制することが重要である。国や県のリスク評価に基づき、このレベルを超える可能性がある場合等には、適時適切に感染拡大防止措置等を講ずる。その際、影響を受ける住民等や事業者を含め、住民の生活や地域経済等に与える影響にも十分留意する。

(ウ) 状況の変化に基づく柔軟かつ機動的な対策の切替え

科学的知見の集積による病原体の性状の把握、検査体制や医療提供体制の整備、ワクチンや治療薬の普及等の状況の変化や地域経済等の状況に合わせて、適切なタイミングで、柔軟かつ機動的に対策を切り替えることを基本として対応する。

個々の対策の切替えタイミングについて、県が目安等を示している場合は、当該目安等をふまえて適切な時期に対策の切替えを実施する。

(エ) 住民等の理解や協力を得るための情報提供・共有

対策に当たっては、住民等の理解や協力が最も重要である。このため、平時から感染症や感染対策の基本的な知識を、学校教育の現場を始めさまざまな場面を活用して普及し、子どもを含めさまざまな年代の住民等の理解を深めるための分かりやすい情報提供・共有が必要である。特にまん延防止等重点措置や緊急事態措置等の強い行動制限を伴う対策が発出された場合には、対策の影響を受ける住民等や事業者の状況もふまえ、対策の内容とその科学的根拠を分かりやすく発信し、説明する。

(3) 基本的人権の尊重

市は、新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、基本的人権を尊重することとし、特措法による要請や行動制限等の実施に当たって、住民等の自由と権利に制限を加える場合は、その制限は当該新型インフルエンザ等対策を実施するため必要最小限のものとする。

新型インフルエンザ等対策の実施に当たって、法令の根拠があることを前提として、リスクコミュニケーションの観点からも、住民等に対して十分説明し、理解を得ることを基本とする。

また、感染者やその家族、医療関係者等に対する誹謗中傷等の新型インフルエンザ等についての偏見・差別は、これらの人々への人権侵害であり、あってはならないものである。これら

の偏見・差別は、患者の受診行動を妨げ、感染拡大の抑制を遅らせる原因となる可能性がある。加えて、新型インフルエンザ等に対応する医療従事者等の人員の士気の維持の観点等からも、防止すべき課題であり、差別的取扱等を受けることのないよう努める。

さらに、新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、性差（ジェンダー）による不利益が生じないように配慮するとともに、外国人、子どもや高齢者など、より影響を受けがちである社会的弱者への配慮に留意する。感染症危機に当たっても住民の安心を確保し、新型インフルエンザ等による社会の分断が生じないように取り組む。

（４）危機管理としての特措法の性格

特措法は、感染症有事における危機管理のための制度であって、緊急事態に備えてさまざまな措置を講ずることができるよう制度設計されている。しかし、新型インフルエンザ等が発生したとしても、病原性の程度や、ワクチンや治療薬等の対策が有効であること等により、まん延防止等重点措置や緊急事態措置を講ずる必要がないこともあり得ると考えられ、どのような場合にもこれらの措置を講ずるものではないことに留意する。

（５）関係機関相互の連携協力の確保

市は、政府対策本部や県対策本部と相互に緊密な連携を図りつつ、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する。

市は、特に必要があると認めるときは、県に対して、新型インフルエンザ等対策に関する総合調整を行うよう要請する。

（６）高齢者施設や障がい者施設等の社会福祉施設等における対応

感染症危機における高齢者施設や障害者施設等の社会福祉施設等においては、必要となる医療提供体制等について、平時から検討し、関係機関との連携体制の構築や人材育成等、有事に備えた準備を行う。

（７）感染症危機下の災害対応

市は、感染症危機下の災害対応についても想定し、平時から防災備蓄の強化や医療提供体制の構築を進め、避難所施設の確保を進めることや、自宅療養者等の避難のための情報共有の連携体制を整えること等を進める。

感染症危機下で地震等の自然災害が発生した場合には、国や県と連携しながら、発生地域における状況を適切に把握するとともに、必要に応じ、避難所における感染症対策の強化や、自宅療養者等への情報提供、避難の支援等を速やかに行う。

(8) 記録の作成や保存

市は、新型インフルエンザ等が発生した段階で、市対策本部における新型インフルエンザ等対策の実施に係る記録を作成し、保存し、公表する。

第5章 新型インフルエンザ等対策推進のための役割分担

(1) 国の役割

国は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、自ら新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、地方公共団体及び指定（地方）公共機関が実施する新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に支援することにより、国全体として万全の態勢を整備する責務を有する。また、国はWHO（世界保健機関）等の国際機関や諸外国との国際的な連携を確保し、対策に取り組む。

さらに、国は、新型インフルエンザ等及びこれに係るワクチンその他の医薬品の調査や研究の推進に努めるとともに、新型インフルエンザ等に関する調査及び研究に係る国際協力の推進に努める。国は、こうした取組等を通じ、新型インフルエンザ等の発生時におけるワクチンや診断薬、治療薬等の早期の開発や確保に向けた対策を推進する。

国は、平時には、政府行動計画に基づき、準備期に位置付けられた新型インフルエンザ等対策を着実に実施するとともに、定期的な訓練等により新型インフルエンザ等対策の点検及び改善に努める。

また、国は、新型インフルエンザ等対策閣僚会議及び関係省庁対策会議の枠組を通じ、政府一体となった取組を総合的に推進する。

国は、新型インフルエンザ等の発生時に、政府対策本部で基本的対処方針を決定し、対策を強力に推進する。

その際、国は、新型インフルエンザ等対策推進会議等の意見を聴きつつ、対策を進める。また、国民や事業者等の理解や協力を得て対策を行うため、感染症や感染対策に関する基本的な情報の提供・共有を行う。

(2) 地方公共団体の役割

地方公共団体は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、基本的対処方針に基づき、自らの区域に係る新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、その区域において関係機関が実施する新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する責務を有する。

【県の役割】

都道府県は、特措法及び感染症法に基づく措置の実施主体としての中心的な役割を担っており、基本的対処方針に基づき、地域における医療提供体制の確保やまん延防止に關し的確な判断と対応が求められる。

このため、平時において医療機関との間で病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療の提供、後方支援又は医療人材の派遣に関する医療措置協定を締結し、医療提供体制を整備することや、民間検査機関又は医療機関と平時に検査措置協定を締結し、検査体制を構築する等、医

療提供体制、保健所、検査体制、宿泊療養等の対応能力について、計画的に準備を行う。これにより、感染症有事の際には、迅速に体制を移行し、感染症対策を実行する。

こうした取組においては、県は、保健所設置市、感染症指定医療機関等で構成される県連携協議会（「兵庫県感染症対策連携協議会」をいう。以下同じ。）等を通じ、予防計画や医療計画等について協議を行う。これらにより、平時から関係者が一体となって、医療提供体制の整備や新型インフルエンザ等のまん延を防止していくための取組を実施する。

【市の役割】

市は、住民に最も近い行政単位であり、住民に対するワクチンの接種や、住民の生活支援、新型インフルエンザ等の発生時の要配慮者への支援に関し、基本的対処方針に基づき、的確に対策を実施することが求められる。対策の実施に当たっては、県や近隣の市町と緊密な連携を図る。

（3）医療機関の役割

新型インフルエンザ等による健康被害を最小限にとどめる観点から、医療機関は、新型インフルエンザ等の発生前から、地域における医療提供体制の確保のため、県と医療措置協定を締結し、院内感染対策等の研修、訓練や個人防護具を始めとした必要となる感染症対策物資等の確保等を推進する。また、新型インフルエンザ等の患者の診療体制を含めた、業務継続計画の策定及び平時からの地域の関係機関との連携を進めることが重要である。

新型インフルエンザ等の発生時には、感染症医療及び通常医療の提供体制を確保するため、医療機関は、医療措置協定に基づき、県からの要請に応じて、病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療の提供、後方支援又は医療人材の派遣を行う。

（4）指定地方公共機関の役割

指定地方公共機関は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、特措法に基づき、新型インフルエンザ等対策を実施する責務を有する。

（5）登録事業者

特措法第 28 条に規定する特定接種の対象となる医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者については、新型インフルエンザ等の発生時においても最低限の国民生活を維持する観点から、それぞれの社会的使命を果たすことができるよう、新型インフルエンザ等の発生前から、職場における感染対策の実施や重要業務の事業継続等の準備を積極的に行うことが重要である。

新型インフルエンザ等の発生時には、その業務を継続的に実施するよう努める。

(6) 一般の事業者

事業者については、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、職場における感染対策を行うことが求められる。国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれのある新型インフルエンザ等の発生時には、感染防止の観点から、一部の事業を縮小することが必要な場合も想定される。特に多数の人が集まる事業を行う事業者については、感染防止のための措置の徹底が求められるため、平時からマスクや消毒薬等の衛生用品等の備蓄を行うように努める等、対策を行う必要がある。

(7) 住民

新型インフルエンザ等の発生前から、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動等、その対策に関する知識を得るとともに、平素からの健康管理に加え、基本的な感染対策（換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等）等の個人レベルでの感染対策を実践するよう努める。また、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、個人レベルにおいてもマスクや消毒薬等の衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄を行うよう努める。新型インフルエンザ等の発生時には、発生の状況や予防接種等の実施されている対策等についての情報を得て、感染拡大を抑えるための個人レベルでの対策を実施するよう努める。

第6章 新型インフルエンザ等の対策項目

市行動計画は、新型インフルエンザ等対策の2つの主たる目的である「感染拡大を可能な限り抑制し、住民の生命及び健康を保護する」こと及び「住民の生活及び地域経済に及ぼす影響を最小となるようにする」ことを達成するための戦略を実現する具体的な対策を定めるものである。

それぞれの対策の切替えのタイミングを示し、市や関係機関等においても分かりやすく、取り組みやすいようにするため、政府行動計画をふまえ、以下の7項目を市行動計画の主な対策項目とする。

- ①実施体制
- ②情報提供・共有、リスクコミュニケーション
- ③まん延防止・医療・検査
- ④ワクチン
- ⑤保健
- ⑥物資
- ⑦住民の生活及び地域経済の安定の確保

主な対策項目である7項目は、新型インフルエンザ等対策の主たる目的の達成に向けて、それぞれの項目が関連し合っていることから、一連の対策として実施される必要がある。そのため、それぞれの対策項目の目的を把握し、対策の全体像や相互の連携を意識しながら取組を行うことが重要である。

第7章 新型インフルエンザ等対策行動計画等の実効性を確保するための取組等

(1) EBPM の考え方に基づく政策の推進

市行動計画等の実効性を確保して、新型インフルエンザ等への対応をより万全なものとするためには、新型インフルエンザ等対策の各取組について、できる限り具体的かつ計画的なものとするのが重要である。

感染拡大防止と地域経済活動のバランスをふまえた対策の切替えに当たっての対応時はもとより、平時から有事までを通じて、政策効果の測定に重要な関連を持つ情報や統計等のデータを活用する EBPM（エビデンス・ベースド・ポリシー・メイキング）の考え方に基づいて政策を実施する。その前提として、適切なデータの収集とその分析ができる体制が重要である。

(2) 新型インフルエンザ等への備えの機運の維持

市行動計画は、新型インフルエンザ等への平時の備えをより万全なものにするための方策であり、市行動計画が改定された後も、継続して備えの体制を維持及び向上させていくことが不可欠である。

新型インフルエンザ等は、いつ起こるか予想できず、いつ起きてもおかしくないものである。自然災害等への備えと同様に、日頃からの備えと意識を高める取組を継続的に行うことが重要である。

新型コロナの経験をふまえ、新型インフルエンザ等への備えの充実につながるよう、訓練や研修、啓発活動等の取組を通じて、平時から機運の維持を図る。

(3) 実践的な訓練の実施

訓練の実施により、平時の備えについて不断の点検や改善につなげていくことが極めて重要である。市は、訓練の実施やそれに基づく点検・改善が関係機関で継続的に取り組まれるよう、働きかけを行う。

(4) 定期的なフォローアップと必要な見直し

国においては、定期的なフォローアップを通じた取組の改善等に加え、国内外の新興感染症等の発生の状況やそれらへの対応状況、予防計画や医療計画を始めとする新型インフルエンザ等への対応に関連する諸制度の見直し状況等もふまえ、おおむね6年ごとに政府行動計画の改定について、必要な検討を行い、その結果に基づき、所要の措置を講ずるものとしている。

市は、政府行動計画及び県行動計画の改定をふまえて、新型インフルエンザ等への備えをより万全なものとするために、必要に応じ、市行動計画の見直しを行う。

なお、上記の期間にかかわらず、新型インフルエンザ等が発生し、感染症危機管理の実際の対応が行われ、その対応経験を基に政府行動計画等が見直された場合は、必要に応じ、市行動計画について所要の見直しを行う。

第3部 新型インフルエンザ等の各対策項目の考え方及び取組

第1章 実施体制

第1節 準備期

(1) 目的

新型インフルエンザ等が国内外で発生し又はその疑いがある場合は、事態を的確に把握し、国や県と連携して地域一体となった取組を推進することが重要である。そのため、あらかじめ、関係機関の役割を整理するとともに、有事の際に機能する指揮命令系統等の構築と拡張可能な組織体制の編成及び確認、それぞれの役割を実現するための人員の調整、縮小可能な業務の整理等を行う。

また、研修や訓練を通じた課題の発見や改善、練度の向上等を図るとともに、定期的な会議の開催等を通じて関係機関間の連携を強化する。

(2) 所要の対応

1-1. 行動計画等の作成

市は、特措法の規定に基づき、市行動計画を作成し、必要に応じて見直す。

市は、市行動計画を作成又は変更する際には、あらかじめ、有識者の意見を聴く。

≪健康福祉部・市長公室≫

1-2. 実践的な訓練の実施

市は、政府行動計画の内容をふまえ、新型インフルエンザ等の発生に備えた実践的な訓練を実施する。

≪関係部局≫

1-3. 体制整備・強化

① 市は、新型インフルエンザ等の発生時において強化・拡充すべき業務を実施するために必要な人員等の確保及び有事においても維持すべき業務の継続を図るため、業務継続計画を作成し、必要に応じて変更する。

≪健康福祉部・全部局≫

② 市は、特措法の定めのほか、市対策本部に関し、必要な事項を条例等で定める。

≪市長公室・健康福祉部≫

③ 市は、新型インフルエンザ等対策に携わる専門人材や行政職員等の養成等を行う。

≪市長公室・健康福祉部・関係部局≫

④ 市、宍粟市医師会及び公立宍粟総合病院の三者は、「宍粟市地域医療の充実に関する連携基本協定」に基づき、医療資源や人材確保に努めるとともに、予め連携して適切な対応ができる体制の構築に努める。

≪健康福祉部・宍粟市医師会・公立宍粟総合病院≫

1-4. 国及び県との連携の強化

市は、県と相互に連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平時からの情報共有、連携体制の確認及び訓練を実施するとともに、関係機関等と情報交換等を始めとした連携体制を構築する。

≪市長公室・健康福祉部・関係部局≫

第2節 初動期

(1) 目的

新型インフルエンザ等が国内外で発生し又はその疑いがある場合には、危機管理として事態を的確に把握するとともに、住民の生命及び健康を保護するため、緊急かつ総合的な対応を行う必要がある。そのため、市は、図表5、図表6のとおり、必要に応じて庁内対策会議等を開催し、市及び関係機関における対策の実施体制を強化し、初動期における新型インフルエンザ等対策を迅速に実施する。

(2) 所要の対応

2-1. 新型インフルエンザ等の発生が確認された場合の措置

- ① 市は、国内で新型インフルエンザ等の発生が確認され、政府対策本部が設置されたときは、直ちに庁内対策会議を設置し、情報の収集と共有を行う。また、必要に応じて、市対策本部を設置することを検討し、新型インフルエンザ等対策に係る措置の準備を進める。

《健康福祉部・市長公室》

- ② 市は、国の緊急事態宣言が発令されたとき、または県内で新型インフルエンザ等の発生が確認されたときは、直ちに市対策本部を設置する。

《市長公室・健康福祉部》

- ③ 市は、市対策本部を設置したときは、保健・医療の関係機関が連携して、新型インフルエンザ等の患者及びその他の患者に適切な医療を提供できる体制を確保するため、適時、災害時保健医療活動検討会議を招集し、新型インフルエンザ等対策に係る情報共有を行うとともに、対応期における保健医療の提供に関する具体的行動についての協議を進める。

《健康福祉部・公立宍粟総合病院・宍粟市医師会・市長公室》

- ④ 市は、必要な人員体制の強化が可能となるよう、必要に応じて、全庁的な対応を進める。

《総務部・市長公室・健康福祉部・全部局》

2-2. 迅速な対策の実施に必要な予算の確保

市は、国からの財政支援を有効に活用することを検討するとともに、必要に応じて、対策に要する経費について地方債の発行等の対応を検討し、所要の準備を行う。

《総務部・関係部局》

図表5 対策本部等の設置基準と組織構成

①準備期（未発生期）

対策本部等名称	構成員		主な役割
主管部対策会議	会長	健康福祉部長	<ul style="list-style-type: none"> 情報の収集と提供 訓練や啓発活動の実施 発生時に備えた体制調整や準備 市行動計画等の見直し
	副会長	市長公室長、公立宍粟総合病院事務部長	
	構成員	関係課長等	
	事務局	保健福祉課（危機管理課）	

②初動期（主に海外発生期～国内発生早期）

対策本部等名称	構成員		主な役割
庁内対策会議	会長	副市長	<ul style="list-style-type: none"> 情報の収集と共有 県内、市内での発生を想定した対応策の策定等 市対策本部の設置を検討（政府対策本部設置後に設置可能）
	副会長	教育長	
	構成員	市長公室長、健康福祉部長、公立宍粟総合病院事務部長、その他関係部長等	
	事務局	保健福祉課（危機管理課）	

③初動期～対応期（主に国内発生早期～感染期～小康期）

対策本部等名称	構成員		主な役割
新型インフルエンザ等対策本部	本部長	市長	<ul style="list-style-type: none"> 対策行動の実施 情報の収集と伝達 職員配備の決定 関係機関に対する応援要請または応援の決定 県対策本部や他市町との連携 その他新型インフルエンザ等対策に関する重要な事項の決定
	副本部長	副市長、教育長	
	構成員	各部局長、市民局長、その他市長が任命する職員	
	事務局	危機管理課（保健福祉課）	

〈保健医療検討会議〉

会議名称	構成機関		主な役割
災害時保健医療活動検討会議	構成機関	健康福祉部	<ul style="list-style-type: none"> 新型インフルエンザ等の発生状況の情報収集及び情報共有 医療体制の確保方策等の検討及び提言 ワクチン接種の実提供方策等の検討及び提言
		公立宍粟総合病院	
		宍粟市医師会	
		市長公室	
	事務局	保健福祉課	

図表6 対策本部における各部の機能

部	主な事務分掌
市長公室	①本部の設置、運営に関する事 ②本部会議に関する事 ③国、県その他関係機関との連絡調整に関する事 ④市民局との連絡調整に関する事 ⑤発生状況の総括・取りまとめに関する事 ⑥その他情報の収集及び伝達に関する事 ⑦配備体制その他本部命令の伝達に関する事 ⑧消防署との連携に関する事 ⑨支援制度の取りまとめ、周知に関する事
総務部 会計 議会事務局	①広報活動、住民啓発の企画調整に関する事 ②報道機関との連携、広報に関する事 ③通報（電話）対応と本部情報整理に関する事 ④予算措置に関する事 ⑤職員の健康管理、感染対策に関する事 ⑥職員の動員、配置調整に関する事 ⑦公共施設の感染対策に関する事 ⑧対策本部の支援に関する事 ⑨対策関係費の執行支援（調達・契約・検収等支援）に関する事 ⑩議会との連絡調整に関する事
市民生活部	①防疫に関する事 ②一般廃棄物の収集、処理体制に関する事 ③救援物資の受入、配分に関する事 ④遺体の安置、火葬及び埋葬に関する事 ⑤自治会との連絡調整に関する事
健康福祉部（各保健 福祉課含む） 公立穴栗総合病院	①新型インフルエンザ等の発生状況の情報収集に関する事 ②医療体制（市医師会との連携含む）の確保に関する事 ③医薬品、衛生資材の調達及び配布に関する事 ④予防接種に関する事 ⑤健康相談の窓口に関する事 ⑥要支援者の状況把握及び対策に関する事 ⑦情報発信に関する事（総務部と連携） ⑧社会福祉協議会との調整に関する事 ⑨福祉施設対策に関する事 ⑩院内感染防止対策に関する事

部	主な事務分掌
産業部	①観光施設等の衛生対策に関すること ②企業及び事業所等対策に関すること ③農業施設等の衛生管理に関すること ④家畜等の飼養施設の衛生管理に関すること ⑤家畜等感染症対策に関すること
建設部	①ライフライン（上下水道事業）の確保に関すること
教育委員会事務局	①児童生徒及び職員等の健康管理に関すること ②学校園所及び社会教育施設等の安全衛生対策に関すること ③学校園所の臨時休業に関すること ④給食の安全衛生の確保に関すること ⑤児童生徒等への情報提供に関すること ⑥非常時の保育確保対策に関すること
市民局 (各保健福祉課と連携)	①管内の情報収集に関すること ②対策本部との連絡調整に関すること ③管内の相談窓口に関すること

第3節 対応期

(1) 目的

初動期に引き続き、病原体の性状等に応じて、国内での新型インフルエンザ等の発生から、特措法によらない基本的な感染症対策に移行し、流行状況が収束するまで、その間の病原体の変異も含め、長期間にわたる対応も想定されることから、対策の実施体制を持続可能なものとするのが重要である。感染症危機の状況並びに住民の生活及び地域経済の状況や、各対策の実施状況に応じて柔軟に対策の実施体制を整備し、見直すとともに、特に医療の逼迫、病原体の変異及びワクチンや治療薬・治療法の開発・確立等の大きな状況の変化があった場合に、柔軟かつ機動的に対策を切り替えることで、可能な限り早期に少ない影響で感染症危機に対応することをめざす。

(2) 所要の対応

3-1. 体制整備・強化

- ① 市は、県が決定した対策方針をふまえて、地域の実情に応じた適切な新型インフルエンザ等対策を実施する。

《市長公室・健康福祉部・全部局》

- ② 市は、初動期に引き続き、必要な体制の強化が可能となるよう、全庁的な対応を進める。

《総務部・市長公室・健康福祉部・全部局》

- ③ 市は、市医師会等の関係団体の意見をふまえて、対策の強化を図る。

《市長公室・健康福祉部・全部局》

- ④ 市は、新型インフルエンザ等対策に携わる職員の心身への影響を考慮し、必要な対策を講ずる。

《総務部・関係部局》

3-2. 職員の派遣・応援への対応

- ① 市は、新型インフルエンザ等のまん延により市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなると認めるときは、県に対し、特定新型インフルエンザ等対策（特措法第2条第2号の2に規定する特定新型インフルエンザ等対策をいう。以下同じ。）の事務の代行を要請する。

《市長公室・総務部・健康福祉部》

- ② 市は、その区域に係る特定新型インフルエンザ等対策を実施するため必要があると認めるときは、県又は他の市町に対して応援を求める。

《市長公室・総務部》

3-3. 必要な財政上の措置

市は、国からの財政支援を有効に活用するとともに、必要に応じて地方債を発行して財源を確保し、必要な対策を実施する。

《総務部・関係部局》

3-4. まん延防止等重点措置及び緊急事態措置への対応

市は、緊急事態宣言がなされた場合は、直ちに市対策本部を設置する。

市は、市内の緊急事態措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、緊急事態措置に関する総合調整を行う。

《市長公室・健康福祉部》

3-5. 特措法によらない基本的な感染症対策への移行期の体制

市は、新型インフルエンザ等緊急事態解除宣言（新型インフルエンザ等緊急事態が終了した旨の公示をいう。）がなされたときは、遅滞なく市対策本部を廃止する。

《市長公室・健康福祉部》

第2章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

第1節 準備期

(1) 目的

感染症危機において、対策が効果的に行われるためには、住民や事業者等が感染症のリスク情報等を正しく認識し、それぞれが適切に判断・行動できるようにすることが重要である。

このため、市は国や県と連携して、住民等が、可能な限り科学的根拠等に基づいて、適切に判断・行動できるよう、平時から普及啓発を含め、感染症対策等について適時に必要な情報提供・共有を行い、感染症に関するリテラシーを高めるとともに、情報提供・共有に対する認知度・信頼度の一層の向上を図る。

(2) 所要の対応

1-1. 新型インフルエンザ等の発生前における住民等への情報提供・共有

1-1-1. 感染対策等に関する啓発

市は、平時から、国や県から提供される、感染症に関する基本的な情報、基本的な感染対策（換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等）、感染症の発生状況等の情報、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動等その対策等について、各種媒体を活用し、住民等に情報提供・共有を行う。

また、保育施設や学校、職場等は集団感染が発生する等、地域における感染拡大の起点となりやすいことや、高齢者施設や医療機関等は重症化リスクが高いと考えられる人の集団感染が発生するおそれがあることから、関係機関が互いに連携しながら、感染症や公衆衛生対策について丁寧に情報提供・共有を行う。また、学校教育の現場を始め、こどもに対する分かりやすい情報提供・共有を行う。

あわせて、高齢者、こども、外国人、視覚や聴覚等が不自由な人等の情報共有に当たって配慮が必要な人に対しても、有事に適時適切に情報共有ができるよう、平時における感染症情報の共有においても適切に配慮する。

〈健康福祉部・教育委員会・公立穴栗総合病院・関係部局〉

1-1-2. 偏見・差別等に関する啓発

市は、感染症は誰でも感染する可能性があるもので、感染者やその家族、所属機関、医療従事者、特定の年齢層や社会的背景を持つ人達等に対する偏見・差別等は、許されるものではなく、法的責任を伴い得ることや、患者が受診行動を控える等感染症対策の妨げにもなること等について啓発する。

〈市民生活部・総務部・市長公室・健康福祉部・教育委員会・関係部局〉

1-1-3. 偽・誤情報に関する啓発

市は、感染症危機において、偽・誤情報の流布、さらに SNS 等によって増幅されるインフォデミック（信頼性の高い情報とそうではない情報が入り混じって不安や恐怖と共に急激に拡散され、社会に混乱をもたらす状況）の問題が生じ得ることから、住民等のメディアや情

第2章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

報に関するリテラシーの向上が図られるように、各種媒体を活用した偽・誤情報に関する啓発を行う。

また、例えば、ワクチン接種や治療薬・治療法に関する科学的根拠が不確かな情報等、偽・誤情報の拡散状況等をふまえて、科学的知見等に基づいた情報を繰り返し提供・共有する等、住民等が正しい情報を円滑に入手できるよう、適切に対処する。

《市民生活部・総務部・市長公室・健康福祉部・関係部局》

1-2. 新型インフルエンザ等発生時における情報提供・共有体制の整備等

1-2-1. 迅速かつ一体的な情報提供・共有の体制整備

市は、有事に備え速やかに感染症情報を提供・共有できる体制を検討する。

また、あわせて高齢者、子ども、外国人、視覚や聴覚等が不自由な人等が必要な情報を入手できるよう適切な配慮についても検討する。

《総務部・市長公室・健康福祉部・関係部局》

1-2-2. 双方向のコミュニケーションの体制整備や取組の推進

市は、国からの要請があった場合に速やかにコールセンター等を設置できるよう準備を進める。

《総務部・市長公室・健康福祉部・関係部局》

第2節 初動期

(1) 目的

新型インフルエンザ等の発生又は発生の疑いをふまえ、感染拡大に備えて、住民等に新型インフルエンザ等の特性や対策等についての状況に応じた的確な情報提供・共有を行い、準備を促す必要がある。

具体的には、住民等が、可能な限り科学的根拠等に基づいて、適切に判断・行動できるよう、住民等の関心事項等をふまえつつ、その時点で把握している科学的根拠等に基づいた正確な情報について、当該感染症に関する全体像が分かるよう、迅速に分かりやすく提供・共有する。

その際、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションを行うよう努める。また、感染者等に対する偏見・差別等は許されず、感染症対策の妨げにもなること等について情報提供・共有するとともに、偽・誤情報の拡散状況等をふまえ、その時点で得られた科学的知見等に基づく情報を繰り返し提供・共有する等、住民等の不安の解消等に努める。

(2) 所要の対応

2-1. 迅速かつ一体的な情報提供・共有

市は、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動等の新型インフルエンザ等の対策等について、住民等の理解を深めるため、分かりやすく情報提供・共有を行う。

また、市は、高齢者、子ども、外国人、視覚や聴覚等が不自由な人等の情報共有に当たって配慮が必要な人のニーズに応えられるよう、適切な配慮をしつつ、理解しやすい内容や方法で感染症対策や各種支援策の周知広報等を行う。

≪総務部・市長公室・健康福祉部・公立中央総合病院・関係部局≫

2-2. 双方向のコミュニケーションの実施

市は、国や県が設置した情報提供・共有のためのホームページやコールセンター等の住民等への周知等を通じて、DXを積極的に活用しながら、住民等に対する速やかな情報提供・共有体制を構築する。

市は、国からの要請を受けて、コールセンター等を設置する。

≪総務部・市長公室・健康福祉部・関係部局≫

2-3. 偏見・差別等や偽・誤情報への対応

市は、国や県と連携し、感染症は誰でも感染する可能性があるもので、感染者やその家族、所属機関、医療従事者、特定の年齢層や社会的背景を持つ人達等に対する偏見・差別等は、許されるものではなく、法的責任を伴い得ることや、患者が受診行動を控える等感染症対策の妨げにもなること等について、その状況等をふまえつつ、適切に情報提供・共有する。あわせて、偏見・差別等に関する各種相談窓口に関する情報を整理し、住民等に周知する。

第2章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

また、市は、国が行う偽・誤情報の拡散状況等のモニタリングの状況等をふまえて、その時点で得られた科学的知見等に基づく情報を繰り返し提供・共有する等、住民等が正しい情報を円滑に入手できるよう、適切に対処する。

《市民生活部・総務部・市長公室・健康福祉部・教育委員会・関係部局》

第3節 対応期

(1) 目的

感染症危機において、対策を効果的に行うためには、リスク情報とその見方の共有等を通じて、住民等が適切に判断や行動できるようにすることが重要である。

このため、市は、住民等の関心事項等をふまえつつ、対策に対する住民等の理解を深め、リスク低減のパートナーとして、適切な行動につながるよう促す必要がある。

具体的には、住民等が、可能な限り科学的根拠等に基づいて、適切に判断・行動できるよう、住民等の関心事項等をふまえつつ、その時点で把握している科学的根拠等に基づいた正確な情報について、迅速に分かりやすく提供・共有する。

その際、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションを行うよう努める。

また、個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与することや、感染者等に対する偏見・差別等は許されず、感染症対策の妨げにもなること等について情報提供・共有するとともに、偽・誤情報の拡散状況等をふまえ、その時点で得られた科学的知見等に基づく情報を繰り返し提供・共有する等、住民等の不安の解消等に努める。

(2) 所要の対応

3-1. 迅速かつ一体的な情報提供・共有

市は、感染が拡大する時期にあっては、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動等の新型インフルエンザ等の対策等について、住民等の理解を深めるため、住民等に対し、分かりやすく情報提供・共有を行う。

また、市は、高齢者、子ども、外国人、視覚や聴覚等が不自由な人等の情報共有に当たって配慮が必要な人のニーズに応えられるよう、適切な配慮をしつつ、理解しやすい内容や方法で感染症対策や各種支援策の周知広報等を行う。

《総務部・市長公室・健康福祉部・公立宍粟総合病院・関係部局》

3-2. 双方向のコミュニケーションの実施

市は、初動期に引き続き、国や県が設置した情報提供・共有のためのホームページやコールセンター等の住民等への周知等を通じて、DXを積極的に活用しながら、住民等に対する速やかな情報提供・共有体制を構築する。

市は、国からの要請を受けて、コールセンター等の運営を継続する。

《総務部・市長公室・健康福祉部・関係部局》

3-3. 偏見・差別等や偽・誤情報への対応

市は、国や県と連携し、感染症は誰でも感染する可能性があるもので、感染者やその家族、所属機関、医療従事者、特定の年齢層や社会的背景を持つ人達等に対する偏見・差別等は、許されるものではなく、法的責任を伴い得ることや、患者が受診行動を控える等感染症対策

第2章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

の妨げにもなること等について、その状況等をふまえつつ、適切に情報提供・共有する。あわせて、偏見・差別等に関する各種相談窓口に関する情報を整理し、住民等に周知する。

また、市は、国が行う偽・誤情報の拡散状況等のモニタリングの状況等をふまえつつ、その時点で得られた科学的知見等に基づく情報を繰り返し提供・共有する等、住民等が正しい情報を円滑に入手できるよう、適切に対処する。

《市民生活部・総務部・市長公室・健康福祉部・教育委員会・関係部局》

第3章 まん延防止・医療・検査

第1節 準備期

(1) 目的

新型インフルエンザ等の発生時に、確保された医療提供体制で対応できるレベルに感染拡大のスピードやピークを抑制することで、住民の生命及び健康を保護する。このため、有事におけるまん延防止措置への協力を得るとともに、まん延防止措置による社会的影響を緩和するため、住民や事業者の理解促進に取り組む。

(2) 所要の対応

1-1. 新型インフルエンザ等発生時の対策強化に向けた理解及び準備の促進等

- ① 市は、新型インフルエンザ等対策として想定される対策の内容やその意義について周知に努める。その際、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、住民の生命と健康を保護するためには住民一人ひとりの感染対策への協力が重要であることについて理解促進を図る。

《市長公室・健康福祉部》

- ② 市、学校、高齢者施設等は、換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染対策の普及を図る。

また、自らの発症が疑われる場合は、相談センター（発熱・呼吸器症状等がある人からの相談に応じるための電話窓口）や医療機関に連絡し、指示を仰ぐことや、感染を広げないように不要不急の外出を控えること、マスクの着用等の咳エチケットを行うこと等の有事の対応等について、平時から理解促進を図る。

《総務部・健康福祉部・教育委員会・関係部局》

- ③ 市は、感染者に接触する可能性のある職員等の感染対策のため、必要に応じて个人防护具等の物資を備蓄する。

《市長公室・健康福祉部》

2-1. 連携基本協定に基づく体制強化

市、宍粟市医師会及び公立宍粟総合病院の三者は、「宍粟市地域医療の充実に関する連携基本協定」に基づき、医療資源や人材確保に努めるとともに、予め連携して適切な対応ができる体制の構築に努める。

《健康福祉部・宍粟市医師会・公立宍粟総合病院》

第2節 初動期

(1) 目的

新型インフルエンザ等が発生した際に、まん延防止対策の適切かつ迅速な実施により感染拡大のスピードやピークを抑制し、医療提供体制等の整備を図るための時間を確保するとともに、ピーク時の受診患者数、入院患者数等を減少させ、確保された医療提供体制で対応可能となるようにする。このため、市内でのまん延の防止やまん延時の迅速な対応がとれるよう準備等を行う。

また、新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症が発生した場合に、感染症危機から市民の生命及び健康を守るため、適切な医療提供体制の確保に協力する。

(2) 所要の対応

2-1. 市内でのまん延防止対策の準備

市は、国からの要請を受けて、市内におけるまん延に備え、業務継続計画に基づく対応の準備を行う。

《全部局》

2-2. 県による検査体制の整備

県は、国の要請及び支援に基づき、対応期における発熱外来の迅速な稼働を可能とするため、県予防計画に基づき、流行初期期間（新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表後約3か月までを想定。以下同じ。）の目標検査実施数を迅速に確保できるよう、検査体制を整備する。

《兵庫県保健医療部》

2-3. 医療措置協定に基づく医療提供体制の提供準備等

市及び協定締結医療機関（感染症法第36条の3第1項に規定する医療措置協定を兵庫県と締結する医療機関で、「病床確保」、「発熱外来」、「自宅療養者等への医療の提供」、「後方支援」、「医療人材の派遣」のいずれか1つ以上の医療措置を提供する。以下同じ。）は、対応期における県からの要請に備え、発熱外来の設置や病床の確保等の医療措置協定に定めた医療の提供等に向けた準備を行うとともに、関係機関との事前調整を進める。

《公立宍粟総合病院・健康福祉部・宍粟市医師会》

第3節 対応期

(1) 目的

新型インフルエンザ等の感染拡大のスピードやピークを抑制するため、まん延防止対策を講ずることで、医療のひっ迫を回避し、住民の健康や命を守る。その際、住民の生活や地域経済活動への影響も十分考慮する。

また、県からの要請に応じて、新型インフルエンザ等の患者及びその他の患者に適切な医療が提供できる体制の確保を図る。

(2) 所要の対応

3-1. まん延防止対策の内容

市は、国や県による情報収集・分析やリスク評価及び国や県が発出するまん延防止対策の方針に基づき、適切なまん延防止対策を講ずる。

《全部局》

3-1-1. 患者や濃厚接触者以外の住民等に対する情報提供等

市は、住民等に対し、換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染対策、時差出勤やテレワーク、オンライン会議の活用等の取組を奨励する。

《市長公室・健康福祉部・関係部局》

3-2. 時期に応じたまん延防止対策の実施の考え方

3-2-1. 封じ込めを念頭に対応する時期（県との連携）

県行動計画では、感染症指定医療機関等の医療資源には限界があること、新型インフルエンザ等の効果的な治療法が確立されていないこと、当該感染症に対する住民の免疫の獲得が不十分であること等をふまえ、医療のひっ迫を回避し、住民の生命や健康を保護するため、必要な検査を実施し、濃厚接触者への対応等に加え、人と人との接触機会を減らす等の対応により、封じ込めを念頭に対策を講ずることとしている。市は、県と連携し対策を講ずる。

《市長公室・健康福祉部》

3-2-2. 病原体の性状等に応じて対応する時期（県との連携）

県行動計画では、国及び JIHS が行う、病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、臨床像（潜伏期間、感染経路、感染性のある期間、症状、合併症等の総称）に関する情報等に基づく分析やリスク評価の結果に基づき、対応を判断することとしている。市は、県と連携し対策を講ずる。

《市長公室・健康福祉部》

3-2-2-1. 病原性及び感染性がいずれも高い場合（県との連携）

県行動計画では、病原性及び感染性がいずれも高い場合は、り患した際の重症化等のリスクが非常に高く、また、感染性の高さから感染者数の増加に伴い医療のひっ迫につながることで、大多数の住民の生命及び健康に影響を与えるおそれがあることから、まん延防止等重

点措置や緊急事態措置適用に係る県への要請も含め、強度の高いまん延防止対策を講ずることとしている。市は、県と連携し対策を講ずる。

《市長公室・健康福祉部》

3-2-2-2. 病原性が高く、感染性が低い場合（県との連携）

県行動計画では、り患した場合の重症化等のリスクが非常に高いが、感染拡大のスピードは比較的緩やかである場合は、基本的には感染者や濃厚接触者への対応等を徹底することで感染拡大の防止をめざすこととしている。市は、県と連携し対策を講ずる。

《市長公室・健康福祉部》

3-2-2-3. 病原性が低くなく、感染性が高い場合（県との連携）

県行動計画では、り患した場合のリスクは比較的低い、感染拡大のスピードが速い場合は、県は、基本的には、強度の低いまん延防止対策を実施しつつ、宿泊療養や自宅療養等の体制を確保するとともに、県予防計画等に基づき医療機関の役割分担を適切に見直すことで対応することとしている。市は、県と連携し対策を講ずる。

《市長公室・健康福祉部》

3-2-2-4. こどもや高齢者等が感染・重症化しやすい場合（県との連携）

県行動計画では、こどもや高齢者、特定の既往症や現病歴を有する者が感染・重症化しやすい傾向がある等の特定のグループに対する感染リスクや重症化リスクが高い場合は、市は、県と連携し、そのグループに対する重点的な感染症対策を検討することとしている。市は、県と連携し対策を講ずる。

例えば、こどもが感染・重症化しやすい場合については、学校や保育所等における対策がこどもに与える影響にも留意しつつ、対策を実施するとともに、保護者や同居者からの感染リスクにも配慮した対策を講ずる。

また、こどもの生命と健康を保護するため、地域の感染状況等に応じて、学級閉鎖や休校等の対策を講ずる。それでも地域の感染状況が改善せず、こどもの感染リスク及び重症化リスクが高い状態にある場合等においては、学校施設等の使用制限等を講ずることにより、学校等における感染拡大を防止することも検討する。

高齢者介護施設等では、感染が疑われる症状が見られる従業員の出勤停止、面会の停止などの感染症対策を徹底するほか、通所施設や短期入所施設の休業の検討など、感染拡大を防止するための必要な対策を要請する。

《市長公室・健康福祉部・教育委員会》

3-2-3. ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期（県との連携）

県行動計画では、ワクチンや治療薬の開発や普及により、感染拡大に伴うリスクが低下したと認められる場合は、強度の低いまん延防止対策を実施しつつ、特措法によらない基本的な感染症対策への速やかな移行を検討することとしている。市は、県と連携し対策を講ずる。

《市長公室・健康福祉部》

3-3. 緊急事態措置

市は、緊急事態宣言がなされた場合は、直ちに、市対策本部を設置する。市は、当該市町村の区域に係る緊急事態措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、緊急事態措置に関する総合調整を行う。

≪市長公室、健康福祉部≫

3-4. 医療体制等の確保への協力

3-4-1. 県による医療体制の構築（流行初期期間）

県は、地域の感染状況等をふまえ、必要に応じて、感染症指定医療機関に加えて、協定締結医療機関においても、病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療の提供、後方支援又は医療人材の派遣の要請を行う。

≪兵庫県保健医療部≫

3-4-2. 県による医療体制の構築（流行初期期間以降）

県は、地域の感染状況等をふまえ、必要に応じて、協定締結医療機関に対して、病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療の提供、後方支援又は医療人材の派遣を行うよう要請する。

≪兵庫県保健医療部≫

3-4-3. 医療措置協定に基づく医療提供体制の提供等

市及び協定締結医療機関は、県からの要請に応じて、発熱外来の設置や病床の確保等の医療措置協定に定めた医療の提供を行う。

≪公立宍粟総合病院・健康福祉部・宍粟市医師会≫

3-4-4. 受診方法等の周知

① 市は、県と連携し、外出自粛対象者が適切に発熱外来を受診できるよう、外出自粛の方法等について周知を行う。また、症状が軽微な場合に救急車両の利用を控えるなど、救急車両の適正利用について周知する。

≪健康福祉部・市長公室≫

② 市は、県と協力し、相談センターの連絡方法、医療機関の受診方法について周知する。

≪健康福祉部・市長公室≫

第4章 ワクチン

第1節 準備期

(1) 目的

新型インフルエンザ等の発生時に、住民の生命及び健康を保護し、住民の生活及び地域経済に及ぼす影響が最小となるようにするため、国や県の方針をふまえ、新型インフルエンザ等に対応したワクチンを迅速に供給のうえ、円滑な接種が実施されるよう、平時から着実に準備を進める。

(2) 所要の対応

1-1. ワクチンの接種に必要な資材

市は、図表7を参考に、平時から予防接種に必要な資材の確保方法等の確認を行い、接種を実施する場合に速やかに確保できるよう準備する。

《健康福祉部・市長公室》

図表7 予防接種に必要な可能性のある資材

準備品	医師・看護師用物品
<input type="checkbox"/> 消毒用アルコール綿 <input type="checkbox"/> トレイ <input type="checkbox"/> 体温計 <input type="checkbox"/> 医療廃棄物容器、針捨て容器 <input type="checkbox"/> 手指消毒剤 <input type="checkbox"/> 救急用品 ・体温計 ・血圧計 ・パルスオキシメーター ・静脈路確保用品 ・輸液セット ・生理食塩水 ※上記のほか、接種会場の救急体制をふまえ、必要な物品を準備すること。	<input type="checkbox"/> マスク、フェイスシールド <input type="checkbox"/> ガウン <input type="checkbox"/> 使い捨て手袋（S・M・L） <input type="checkbox"/> 使い捨て舌圧子 <input type="checkbox"/> 膿盆 <input type="checkbox"/> 聴診器 <input type="checkbox"/> ペンライト
	文房具類
	<input type="checkbox"/> ボールペン <input type="checkbox"/> 日付印 <input type="checkbox"/> スタンプ台 <input type="checkbox"/> はさみ
	会場設営物品
	<input type="checkbox"/> 机 <input type="checkbox"/> 椅子 <input type="checkbox"/> スクリーン <input type="checkbox"/> 延長コード <input type="checkbox"/> 冷蔵庫／保冷バッグ・保冷剤 <input type="checkbox"/> ワクチン保管用冷凍庫・冷蔵庫 <input type="checkbox"/> 耐冷手袋等

1-2. 接種体制の構築

1-2-1. 接種体制

市は、新型インフルエンザ等の発生時に、速やかに接種体制が構築できるよう、市医師会等の関係団体と連携し、接種に必要な人員、会場、資材等を含めた接種体制の構築に必要な調整を平時から進める。

《健康福祉部》

1-2-2. 特定接種

- ① 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる市町村の地方公務員については、当該地方公務員の所属する都道府県または市町村を実施主体として、原則として集団的な接種により接種を実施することとなる。

市は、国からの要請を受けて、特定接種の対象となり得る人に対し、集団的な接種を原則として、速やかに特定接種が実施できるよう、準備期から接種体制を構築する。

《健康福祉部・公立穴栗総合病院》

- ② 特定接種の対象となり得る地方公務員については、所属する地方公共団体が対象者を把握し、厚生労働省宛てに人数を報告する。

《健康福祉部》

1-2-3. 住民接種

市は、予防接種法（昭和23年法律第68号）第6条第3項の規定による予防接種の実施について、平時から次のとおり迅速な予防接種等を実現するための準備を行う。

- ① 市は、国等の協力を得ながら、市内に居住する人に対し、速やかにワクチンを接種するための体制の構築を図る。

《健康福祉部》

- ② 市は、円滑な接種の実施のため、国の構築するシステムを活用して全国の医療機関と委託契約を結ぶ等、居住する地方公共団体以外における接種を可能にするよう取組を進める。

《健康福祉部》

- ③ 市は、速やかに接種できるよう、市医師会等の関係団体や施設管理者等と協力し、接種に携わる医療従事者等の体制や、接種の場所、接種の時期の周知・予約等、接種の具体的な実施方法について準備を進める。

《健康福祉部》

1-3. 情報提供・共有

市は、国が科学的根拠に基づき提供・共有する予防接種に関する情報を活用して、予防接種の意義や制度の仕組み等、予防接種やワクチンへの理解を深める啓発を行うとともに、新型インフルエンザ等対策におけるワクチンの役割や有効性及び安全性、供給体制・接種体制、接種対象者、接種順位の在り方等の基本的な情報についてホームページやSNS等を通じて情報提供・共有を行い、住民等の理解促進を図る。

《健康福祉部》

第2節 初動期

(1) 目的

発生した新型インフルエンザ等に関する情報を収集するとともに、国や県の方針に基づいて速やかな予防接種を推進する。

(2) 所要の対応

2-1. 接種体制の構築

市は、接種会場や接種に携わる医療従事者等の確保等、接種体制の構築を行う。

≪健康福祉部≫

2-1-1. 接種に携わる医療従事者の確保に係る検討

市は、予防接種を行うため必要があると認めるときは、市医師会等の関係団体に対して必要な協力を依頼する。

≪健康福祉部≫

2-2. ワクチンの接種に必要な資材

市は、第4章第1節1-1において必要と判断し準備した資材について、適切に確保する。

≪健康福祉部≫

2-3. 接種体制

2-3-1. 特定接種

市は、国や県と連携し、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる市職員のうち、あらかじめ接種対象者と決定した人に対し、原則、集団的な接種を行うことを基本として、本人の同意を得て特定接種を行う。

≪健康福祉部・公立穴栗総合病院≫

2-3-2. 住民接種

① 市は、目標となる接種ペースに応じた接種を速やかに開始できるよう、住民基本台帳に基づく人口や年齢等の情報、接種記録等を管理するシステム基盤等を通じて接種予定数の把握を行い、接種案内の方法や予約の受付方法について検討するとともに、接種に必要な資材等の確保に向けた調整を開始する。

≪健康福祉部≫

② 市は、接種の準備に当たって、健康福祉部の平時の体制で想定している業務量を大幅に上回る業務量が見込まれるため、組織・人事管理などを担う部署も関与したうえで、全庁的な実施体制を確保する。

≪健康福祉部・総務部≫

③ 市は、予防接種を実施するために必要な業務を洗い出し、各業務の担当部門を決定したうえで、それぞれの業務について、必要な人員数の想定、人員リストの作成、業務内容に係る事前の説明の実施、業務継続が可能なシフトの作成などを行い、業務の優先順位及び内容に応じて必要な人員の確保及び配置を行う。

第4章 ワクチン

なお、接種会場のスタッフ、コールセンター、データ入力等、外部委託できる業務については積極的に外部委託するなど、業務負担の軽減策も検討する。

《健康福祉部》

- ④ 接種には多くの医療従事者の確保が必要となることから、市は、市医師会等の関係団体に協力を依頼し、その確保を図る。

《健康福祉部》

- ⑤ 市は、接種が円滑に行われるよう、地域の実情に応じて、市医師会、近隣地方公共団体、医療機関、健診機関等と接種実施医療機関の確保について協議を行う。その際、必要に応じ、保健センターや学校など公的な施設等の医療機関以外の会場等を活用し、医療機関等の医師・看護師等が当該施設等において接種を行うことについても協議を行う。

《健康福祉部》

- ⑥ 市は、高齢者施設や障がい者施設等の社会福祉施設等に入所中の入所者など、接種会場での接種が困難な人が接種を受けられるよう、市介護保険部局等や市医師会等の関係団体と連携し、接種体制を構築する。

《健康福祉部》

- ⑦ 市は、医療機関等以外の臨時の接種会場を設ける場合は、当該接種会場の運営方法を検討することとし、医療従事者以外の運営要員の確保を進める。

《健康福祉部》

- ⑧ 市は、医療機関等以外の臨時の接種会場を設ける場合は、医療法に基づく診療所開設の許可・届出を行う。

また、接種方法や会場の数、開設時間枠の設定により、必要な医師数や期間が異なることから、市医師会等の関係団体と調整のうえ接種体制を構築する。

(集団接種に必要となる人員例)

- ・ 予診を担当する医師
- ・ 接種を担当する医師又は看護師
- ・ 薬液充填及び接種補助を担当する看護師又は薬剤師
- ・ 接種後の状態観察を担当する看護師等
- ・ 事務職員等（検温、受付、記録、誘導、案内、予診票確認、接種済証の発行など）

《健康福祉部》

- ⑨ 接種会場での救急対応については、被接種者にアナフィラキシーショックやけいれん等の重篤な副反応がみられた際に、応急治療ができるための救急処置用品として、例えば、血圧計、静脈路確保用品、輸液、アドレナリン製剤・抗ヒスタミン剤・抗けいれん剤・副腎皮質ステロイド剤等の薬液等が必要である。市は、あらかじめ市医師会等の関係団体と協議のうえ、物品や薬剤の準備を行う。

また、市は、実際に重篤な副反応が発生した場合に備え、搬送先となる接種会場近隣の二次医療機関等を選定等、適切な連携体制の確保に努める。

第4章 ワクチン

アルコール綿、医療廃棄物容器等については、原則として全て市が準備するものであるが、事前にその全てを準備・備蓄することは困難であることから、必要に応じて、医療機関等から一定程度持参してもらう等、市医師会等の関係団体と事前に協議を行う。

《健康福祉部》

- ⑩ 感染性産業廃棄物が運搬されるまでに保管する場所は、周囲に囲いを設け、当該廃棄物の保管場所である旨等を表示した掲示板を掲げること等の必要な措置を講じる。その他、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）の基準を遵守する。

《健康福祉部》

- ⑪ 感染予防の観点から、接種経路の設定に当たっては、ロープなどにより進行方向に一定の流れをつくることや、予診票の記入漏れや予防接種の判断を行うに際し、接種の流れが滞ることがないように配慮する。また、会場の確保については、被接種者が一定の間隔を取ることができるように広い会場を確保することや要配慮者への対応が可能なように準備を行う。

《健康福祉部》

第3節 対応期

(1) 目的

ワクチンの迅速な接種を推進するとともに、ワクチン接種の症状等の情報収集についても国に協力し、健康被害の迅速な救済につなげる。

接種体制については、実際の供給量や医療従事者等の体制等をふまえ関係者間で随時の見直しを行い、柔軟な運用が可能な体制を維持するとともに、国の考え方や、その時点における医療体制の状況等をふまえ、適切に接種が行われるよう配慮する。

(2) 所要の対応

3-1. 接種体制

- ① 市は、準備期及び初動期に構築した接種体制に基づき接種を行う。

《健康福祉部》

- ② 市は、新型インフルエンザ等の流行株が変異したことにより、国の方針に基づき追加接種を行う場合においても、混乱なく円滑に接種が進められるように、国、県及び医療機関等と連携して、接種体制の継続的な整備に努める。

《健康福祉部》

3-2. 特定接種

市は、国が特定接種を実施することを決定した場合において、国と連携し、国が定めた具体的運用に基づき、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員の対象者に、集団的な接種を行うことを基本として、本人の同意を得て特定接種を行う。

《健康福祉部・公立穴栗総合病院》

3-3. 住民接種

3-3-1. 予防接種の準備

市は、発生した新型インフルエンザ等の特徴をふまえ、国や県と連携して、国が定める接種順位に従い予防接種を実施するための準備を行う。

《健康福祉部》

3-3-2. 予防接種体制の構築

- ① 市は、国からの要請を受けて、接種を希望する全住民が速やかに接種を受けられるよう、準備期及び初動期に整理した接種体制に基づき、具体的な接種体制の構築を進める。

《健康福祉部》

- ② 市は、接種状況等をふまえ、接種の実施会場の追加等を検討する。

《健康福祉部》

- ③ 市は、接種会場において予診を適切に実施するほか、医療従事者や誘導のための人員、待合室や接種場所等の設備、接種に要する資材（副反応の発生に対応するためのものを含む。）等を確保する。

《健康福祉部》

- ④ 市は、事前の広報や接種会場における注意喚起等により、接種会場における感染対策を図る。また、医学的ハイリスク者に対するワクチン接種については、接種に係るリスク等も考慮して、接種を実施する場合であっても、予診及び副反応に関する情報提供をより慎重に行う。

《健康福祉部》

- ⑤ 医療従事者、医療機関に入院中の患者、在宅医療を受療中の患者については、基本的に当該者が勤務する、あるいは当該者の療養を担当する医療機関等において接種を行う。

《健康福祉部・公立穴栗総合病院》

- ⑥ 市は、高齢者施設や障がい者施設等の社会福祉施設等に入所中の人など、接種会場での接種が困難な人が接種を受けられるよう、介護保険部局や市医師会等の関係団体と連携し、接種体制を確保する。

《健康福祉部》

3-3-3. 接種の実施及び情報提供・共有

市は、予約受付体制を構築し、接種を開始する。また、住民に対し、接種に関する情報提供・共有を行う。

《健康福祉部》

3-3-4. 接種体制の拡充

市は、感染状況等をふまえ、必要に応じて公共施設等を活用した医療機関以外の接種会場の増設等を検討する。また、高齢者施設等の入所者等、接種会場での接種が困難な人が接種を受けられるよう、介護保険部局や市医師会等の関係団体と連携し、接種体制を確保する。

《健康福祉部》

3-3-5. 接種記録の管理

市は、接種歴を確認し、接種誤りを防止できるよう、また、接種を受けた人が当該接種に係る記録を閲覧できるよう、準備期に国が整備するシステムを活用し、接種記録の適切な管理を行う。

《健康福祉部》

3-4. 健康被害救済

- ① 予防接種法に基づく予防接種により健康被害が生じた場合、被接種者等からの申請に基づき、審査会において予防接種と健康被害との因果関係について審査を行い、その結果に基づき給付が行われる。給付の実施主体は特定接種の場合はその実施主体、住民接種の場合は市となる。

《健康福祉部》

- ② 市は、予防接種健康被害救済制度について被接種者へ情報提供を行い、申請を受け付けるほか、申請を行おうとする被接種者等からの相談等への対応を適切に行う。

《健康福祉部》

3-5. 情報提供・共有

- ① 市は、国が科学的根拠に基づき提供・共有する予防接種に係る情報に基づき、住民等に対し、予防接種の意義や制度の仕組み等予防接種やワクチンへの理解を深めるための啓発を行う。

《健康福祉部》

- ② 市は、予防接種の実施に当たり、接種スケジュール、使用ワクチンの種類、有効性及び安全性、接種時に起こり得る副反応の内容やその頻度、副反応への対処方法、接種対象者、接種頻度、副反応疑い報告、健康被害救済制度の申請方法等に加え、国が情報提供・共有する予防接種に係る情報について住民への周知・共有を行う。

《健康福祉部》

第5章 保健

第1節 準備期 ～ 初動期

(1) 目的

感染症危機時において、市は地域における情報収集を実施し、それぞれの地域の実情に応じた感染症対策の実施を担う存在である。

市は、有事において保健所等がその機能を果たすことができるよう、県との連携強化を図る。

また、初動期は住民等が不安を感じ始める時期であり、住民等に対して、新型インフルエンザ等に位置づけられる可能性がある感染症の国内での発生を想定したリスクコミュニケーションを開始することにより、地域の協力を得ながら感染拡大のリスクを低減する。

(2) 所要の対応

1-1. 連携体制の構築

市は、新型インフルエンザ等の発生に備え、平時から県や消防機関、医療機関等の関係機関や関係団体等と必要な調整を行い、連携強化を図る。

≪市長公室・健康福祉部≫

1-2. 地域における情報提供・共有、リスクコミュニケーション

① 市は、国や県から提供された情報や媒体を活用しながら、県と連携し、地域の実情に応じた方法で、住民に対して情報提供・共有を行う。また、住民への情報提供・共有方法や、住民向けのコールセンター等の設置を始めとした住民からの相談体制の整備方法、リスクコミュニケーションの在り方などについて、あらかじめ検討を行い、有事に速やかに感染症情報の住民への情報提供・共有体制を構築する。

≪市長公室・健康福祉部・関係部局≫

② 市は、県と連携し、高齢者、子ども、外国人、視覚や聴覚等が不自由な人等といった、情報提供・共有に当たって配慮が必要な人に対しても、有事に適時適切に情報提供・共有ができるよう、平時における感染症情報の提供・共有においても適切に配慮する。

≪市長公室・健康福祉部・関係部局≫

第2節 対応期

(1) 目的

新型インフルエンザ等の発生時に、県と連携して感染症危機に対応することで、住民の生命及び健康を守る。その際、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、感染状況等をふまえ、地域の実情に応じた柔軟な対応が可能となるようにする。

(2) 所要の対応

2-1. 健康観察及び生活支援

- ① 市は、県が実施する健康観察に協力する。

≪健康福祉部≫

- ② 市は、県から当該患者やその濃厚接触者に関する情報等の共有を受けて、県が実施する食事の提供等の当該患者やその濃厚接触者が日常生活を営むために必要なサービスの提供やパルスオキシメーター等の物品の支給に協力する。

≪健康福祉部≫

2-2. 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

- ① 市は、県から共有のあった情報に基づき、新型インフルエンザ等の発生状況や対策等に関する住民の理解の増進を図る。

≪市長公室・健康福祉部≫

- ② 市は、県と連携し、新型インフルエンザ等に関する情報や感染時にとるべき行動等の新型インフルエンザ等の対策等について、住民等の理解を深めるため、住民に対し、分かりやすく情報提供・共有を行う。

≪市長公室・健康福祉部・関係部局≫

- ③ 市は、県と連携し、高齢者、子ども、外国人、視覚や聴覚等が不自由な人等の、情報共有に当たって配慮が必要な人のニーズに応えられるよう、工夫して感染症対策や各種支援策の周知広報等を行う。

≪市長公室・健康福祉部・関係部局≫

第6章 物資

第1節 準備期 ～ 初動期

(1) 目的

感染症対策物資等は、有事において、医療、検査等を円滑に実施するために欠かせないものである。そのため、市は、感染症対策物資等の備蓄の推進等、必要な準備を適切に行うことにより、有事に必要な感染症対策物資等が確保できるようにする。

(2) 所要の対応

1-1. 感染症対策物資等の備蓄

- ① 市は、国のガイドライン等を参考に、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に必要な感染症対策物資等を備蓄等するとともに、定期的に備蓄状況等を確認する。

なお、上記の備蓄等については、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第49条の規定による物資及び資材の備蓄と相互に兼ねることができる。

《健康福祉部・市長公室》

- ② 市は、感染者に接触する可能性のある職員等の感染対策のため、必要に応じて个人防护具等の物資を備蓄する。

《健康福祉部・市長公室》

- ③ 公立穴栗総合病院は、医療措置協定に基づき、必要な感染症対策物資等を備蓄等するとともに、定期的に備蓄状況等を確認する。

《公立穴栗総合病院》

第2節 対応期

(1) 目的

感染症対策物資等の不足により、検疫、医療、検査等の実施が滞り、住民の生命及び健康への影響が生じることを防ぐことが重要である。市は、初動期に引き続き、県と連携して必要な感染症対策物資等を確保及び備蓄状況の確認を行う。

(2) 所要の対応

2-1. 感染症対策物資等の備蓄状況等の確認

- ① 市は、新型インフルエンザ等の特徴もふまえて、必要な感染症対策物資等の備蓄・配置状況を随時確認する。

≪健康福祉部・市長公室≫

- ② 公立穴栗総合病院は、医療措置協定に基づき、必要な感染症対策物資等の備蓄・配置状況を随時確認する。

≪公立穴栗総合病院≫

第7章 住民の生活及び地域経済の安定の確保

第1節 準備期

(1) 目的

新型インフルエンザ等発生時には、住民の生命及び健康に被害が及ぶとともに、新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により住民の生活及び地域経済活動に大きな影響が及ぶ可能性がある。市は、県と連携し、自ら必要な準備を行いながら、事業者及び住民等に対し、適切な情報提供・共有を行い、必要な準備を行うことを推奨し、必要な準備を行うことで、新型インフルエンザ等の発生時に住民の生活及び地域経済活動の安定を確保するための体制及び環境を整備する。

(2) 所要の対応

1-1. 情報共有体制の整備

市は、新型インフルエンザ等対策の実施に当たり、関係機関との連携や内部部局間での連携のため、必要となる情報共有体制を整備する。

≪市長公室・健康福祉部・関係部局≫

1-2. 支援の実施に係る仕組みの整備

市は、新型インフルエンザ等の発生時の支援の実施に係る行政手続や支援金等の給付・交付等について、DXを推進し、適切な仕組みの整備を行う。その際は、高齢者やデジタル機器に不慣れな人々、外国人等も含め、支援対象に迅速に網羅的に情報が届くようにすることに留意する。

≪全部局≫

1-3. 教育活動の継続のための環境整備

市は、新型インフルエンザ等の発生時において教育活動を継続するため、オンライン教育を活用するための環境整備を行うほか、教員のスキルアップを図る研修等を実施する。

≪教育委員会≫

1-4. 物資及び資材の備蓄等

① 市は、市行動計画に基づき、第6章第1節（「物資」における準備期）で備蓄する感染症対策物資等のほか、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に当たり、必要な食料品や生活必需品等を備蓄する。

なお、上記の備蓄については、災害対策基本法第49条の規定による物資及び資材の備蓄と相互に兼ねることができる。

≪市長公室・健康福祉部・関係部局≫

② 市は、事業者や住民に対し、新型インフルエンザ等の発生に備え、マスクや消毒薬等の衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄を行うことを奨励する。

≪市長公室・健康福祉部・関係部局≫

第7章 住民の生活及び地域経済の安定の確保

1-5. 生活支援を要する人への支援等の準備

市は、国からの要請を受けて、新型インフルエンザ等の発生時における、高齢者、障がい者等の要配慮者等への生活支援等（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）について、県と連携し要配慮者の把握とともにその具体的手続を検討する。

《健康福祉部・関係部局》

1-6. 火葬能力等の把握、火葬体制の整備

市は、国、県と連携し、火葬場の火葬能力及び一時的に遺体を安置できる施設等についての把握・検討を行い、火葬又は埋葬を円滑に行うための体制を整備する。

《市民生活部・市民局》

第2節 初動期

(1) 目的

市は、新型インフルエンザ等の発生に備え、必要な対策の準備等を行い、事業者や住民等に、事業継続のための感染対策等、必要となる可能性のある対策の準備等と呼び掛ける。また、新型インフルエンザ等が発生した場合には、速やかに所要の対応を行い、住民の生活及び地域経済活動の安定を確保する。

(2) 所要の対応

2-1. 事業継続に向けた準備等の奨励

- ① 市は、新型インフルエンザ等の発生に備え、感染の可能性のある人との接触機会を減らす観点から、必要に応じて事業者に対し、従業員の健康管理を徹底するとともに、感染が疑われる症状が見られる従業員等への休暇取得の推奨、オンライン会議等の活用、テレワークや時差出勤の推進等の感染拡大防止に必要な対策等の準備をするよう奨励する。

≪市長公室・健康福祉部・関係部局≫

- ② 市は、必要に応じ、新型インフルエンザ等の発生に備え、事業者に対し、自らの業態をふまえ、感染拡大防止に必要な対策等の準備をするよう奨励する。

≪市長公室・健康福祉部・関係部局≫

2-2. 生活関連物資等の安定供給に関する住民等及び事業者への呼び掛け

市は、県と連携し、住民等に対し、生活関連物資等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼び掛けるとともに、事業者に対しても、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また買占め及び売惜しみを生じさせないよう奨励する。

≪市民生活部・市長公室・関係部局≫

2-3. 遺体の火葬・安置

市は、県を通じての国からの要請を受けて、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう準備を行う。

≪市民生活部・市長公室・市民局≫

第3節 対応期

(1) 目的

県及び市町は、準備期での対応を基に、住民の生活及び地域経済活動の安定を確保するための取組を行う。また、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により生じた影響を緩和するため、必要な支援及び対策を行う。指定地方公共機関及び登録事業者は、新型インフルエンザ等の発生時において、新型インフルエンザ等対策の実施や自らの事業を継続することにより、住民の生活及び地域経済活動の安定の確保に努める。

各主体がそれぞれの役割を果たすことにより、住民の生活及び地域経済活動の安定を確保する。

(2) 所要の対応

3-1. 住民の生活の安定の確保を対象とした対策

3-1-1. 心身への影響に関する施策

市は、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により生じ得る心身への影響を考慮し、必要な施策（自殺対策、メンタルヘルス対策、孤独・孤立対策、高齢者のフレイル予防、こどもの発達・発育に関する影響への対応等）を講ずる。

≪健康福祉部・教育委員会・関係部局≫

3-1-2. 生活支援を要する人への支援

市は、国からの要請を受けて、高齢者、障がい者等の要配慮者等に必要に応じ生活支援等（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）を行う。

≪健康福祉部・関係部局≫

3-1-3. 教育及び学びの継続に関する支援

市は、新型インフルエンザ等対策として、学校の使用の制限やその他長期間の学校の臨時休業の要請等がなされた場合は、必要に応じ、教育及び学びの継続に関する取組等の必要な支援を行う。

≪教育委員会≫

3-1-4. 生活関連物資等の価格の安定等

① 市は、住民の生活及び地域経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係業界団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。

≪市民生活部・市長公室・関係部局≫

② 市は、生活関連物資等の需給・価格動向や実施した措置の内容について、住民への迅速かつ的確な情報共有に努めるとともに、必要に応じ、住民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。

≪市民生活部・市長公室・関係部局≫

第7章 住民の生活及び地域経済の安定の確保

- ③ 市は、生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生じるおそれがあるときは、県と連携し、適切な措置を講じる。

《市民生活部・市長公室・関係部局》

- ④ 市は、新型インフルエンザ等緊急事態において、住民の生活との関連性が高い物資若しくは役務又は地域経済上重要な物資若しくは役務の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生じるおそれがあるときは、生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律（昭和48年法律第48号）、国民生活安定緊急措置法（昭和48年法律第121号）その他法令の規定に基づく措置その他適切な措置を講ずる。

《市民生活部・市長公室・関係部局》

3-1-5. 埋葬・火葬の特例等

- ① 市は、県を通じての国からの要請を受けて、可能な限り火葬炉を稼働させる。

《市民生活部・市民局》

- ② 市は、遺体の搬送作業及び火葬作業に従事する人と連携し、円滑な火葬が実施できるよう努める。また、火葬場の火葬能力に応じて、臨時遺体安置所として準備している場所を活用した遺体の保存を適切に行う。

《市民生活部・市民局》

- ③ 市は、県の要請を受けて、区域内で火葬を行うことが困難と判断された近隣市町に対して広域火葬の応援・協力をを行う。

《市民生活部・市民局》

- ④ 市は、県を通じての国からの要請を受けて、死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保する。また、あわせて市は、遺体の保存作業のために必要となる人員等を確保する。

《市民生活部・市民局》

- ⑤ 臨時遺体安置所において収容能力を超える事態となった場合には、市は、臨時遺体安置所の拡充について早急に措置を講ずるとともに、県から火葬場の火葬能力についての最新の情報を得て、円滑に火葬が行われるよう努める。

《市民生活部・市民局》

- ⑥ 新型インフルエンザ等緊急事態において、埋葬又は火葬を円滑に行うことが困難となった場合で、公衆衛生上の危害の発生を防止するため緊急の必要性があるときは、厚生労働大臣が定める地域や期間においてはいずれの市町村においても埋火葬の許可を受けられる。

また、公衆衛生上の危害を防止するために特に緊急の必要性があると認められるときは、埋火葬の許可を要しない等の特例が設けられる。

市は、これらの特例に基づき埋火葬に係る手続きを行う。

《市民生活部・市民局》

3-2. 地域経済活動の安定の確保を対象とした対応

3-2-1. 事業者に対する支援

市は、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置による事業者の経営及び住民の生活への影響を緩和し、住民の生活及び地域経済の安定を図るため、当該影響を受けた事業者を支援するために必要な財政上の措置その他の必要な措置を、公平性にも留意し、効果的に講ずる。

《産業部・関係部局》

3-2-2. 住民の生活及び地域経済の安定に関する措置

水道事業者である市は、新型インフルエンザ等緊急事態において、水を安定的かつ適切に供給するため必要な措置を講ずる。

《建設部》

用語集

用語	内容
医療計画	医療法第30条の4第1項の規定に基づき都道府県が定める医療提供体制の確保を図るための計画。
医療措置協定	感染症法第36条の3第1項に規定する医療措置協定を締結する医療機関で、「病床確保」、「発熱外来」、「自宅療養者等への医療の提供」、「後方支援」、「医療人材の派遣」のいずれか1つ以上の医療措置を提供する。
関係省庁対策会議	新型インフルエンザ等対策閣僚会議を補佐する、新型インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議。 「新型インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議の設置について（平成16年3月2日関係省庁申合せ）」に基づき開催。
患者	新型インフルエンザ等感染症の患者（新型インフルエンザ等感染症の疑似症患者であって当該感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のあるもの及び無症状病原体保有者を含む。）、指定感染症の患者又は新感染症の所見がある人。
感染症危機	国民の大部分が現在その免疫を獲得していないこと等から、新型インフルエンザ等が全国的かつ急速にまん延し、国民の生命及び健康並びに国民生活及び国民経済に重大な影響が及ぶ事態。
感染症指定医療機関	市行動計画においては、感染症法第6条第12項に規定する感染症指定医療機関のうち、「第一種感染症指定医療機関」及び「第二種感染症指定医療機関」をいう。
感染症対策物資等	感染症法第53条の16第1項に規定する医薬品（薬機法第2条第1項に規定する医薬品）、医療機器（同条第4項に規定する医療機器）、個人防護具（着用することによって病原体等にばく露することを防止するための個人用の道具）、その他の物資並びにこれらの物資の生産に必要不可欠であると認められる物資及び資材。
季節性インフルエンザ	インフルエンザウイルスのうち抗原性が小さく変化しながら毎年国内で冬季を中心に流行を引き起こすA型又はA型のような毎年の抗原変異が起こらないB型により引き起こされる呼吸器症状を主とした感染症。
基本的対処方針	特措法第18条の規定に基づき、新型インフルエンザ等への基本的な対処の方針を定めたもの。

第7章 住民の生活及び地域経済の安定の確保

用語	内容
業務継続計画（BCP）	不測の事態が発生しても、重要な事業を中断させない、又は中断しても可能な限り短い期間で復旧させるための方針、体制、手順等を示した計画。
緊急事態宣言	特措法第 32 条第 1 項に規定する新型インフルエンザ等緊急事態宣言のこと。新型インフルエンザ等が国内で発生し、その全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼし、又はそのおそれがある事態が発生したと認めるときに、同項の規定に基づき、当該事態が発生した旨及び緊急事態措置を実施すべき期間、区域及びその内容を政府が公示すること。
緊急事態措置	特措法第 2 条第 4 号に規定する新型インフルエンザ等緊急事態措置のこと。国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにするため、国、地方公共団体並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が特措法の規定により実施する措置。 例えば、生活の維持に必要な場合を除きみだりに居宅等から外出しないことを要請することや、多数の人が利用する施設の使用の制限又は停止等を要請すること等が含まれる。
健康観察	感染症法第 44 条の 3 第 1 項又は第 2 項(これらの規定を同法第 44 条の 9 の規定によって準用する場合を含む。)の規定並びに第 50 条の 2 第 1 項又は第 2 項の規定に基づき、都道府県知事又は保健所設置市の長が、当該感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある人又は当該感染症の患者に対し、健康状態について報告を求めること。
検査措置協定	感染症法第 36 条の 6 第 1 項に規定する新型インフルエンザ等に係る検査を提供する体制の確保を迅速かつ適確に講ずるため、県と病原体等の検査を行っている機関（民間検査機関や医療機関等）とが締結する協定。
行動計画	特措法に基づき、政府、都道府県又は市町村が策定する新型インフルエンザ等対策の実施に関する計画。 ※政府が策定するものについては、政府行動計画という。 県が策定するものについては、県行動計画という。 市町村が策定するものについては、市町行動計画という。
個人防護具	マスク、ガウン、手袋等のように、各種の病原体、化学物質、放射性物質、その他の危険有害要因との接触による障がいから個人を守るために作成・考案された防護具。

第7章 住民の生活及び地域経済の安定の確保

用語	内容
自宅療養者等	自宅療養者、宿泊療養者又は高齢者施設等若しくは障がい者施設等での療養者。
指定（地方）公共機関	特措法第2条第7号に規定する指定公共機関及び同条第8号に規定する指定地方公共機関。電気、ガス、鉄道等の社会インフラや医療、金融、通信等に関連する事業者が指定されている。
住民等	市に居住する住民及び市に通勤・通学や観光等で来訪する人等。
住民接種	特措法第27条の2の規定に基づき、新型インフルエンザ等が国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与え、国民生活及び国民経済の安定が損なわれることのないようにするため緊急の必要があると認めるときに、対象者及び期間を定め、予防接種法第6条第3項の規定に基づき実施する予防接種のこと。
新型インフルエンザ等	感染症法第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症（感染症法第14条の報告に係るものに限る。）及び感染症法第6条第9項に規定する新感染症（全国かつ急速なまん延のおそれのあるものに限る。）をいう。 県行動計画においては、新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症について、その発生の情報を探知した段階より、本用語を用いる。
新型インフルエンザ等対策閣僚会議	新型インフルエンザ等の発生に備え、関係省庁の緊密な連携を確保し、政府一体となって対応するため、全閣僚が出席する会議 「新型インフルエンザ等対策閣僚会議の開催について（平成23年9月20日閣議口頭了解）」に基づき開催。
新型インフルエンザ等緊急事態	特措法第32条に規定する新型インフルエンザ等が国内で発生し、その全国かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼし、又は及ぼすおそれがあるものとして政令で定める要件に該当する事態。
新興感染症	かつて知られていなかった、新しく認識された感染症で、局地的あるいは国際的に、公衆衛生上問題となる感染症。
生活関連物資等	食料品や生活必需品、その他の住民の生活との関連性が高い又は地域経済上重要な物資。
全数把握	感染症法第12条の規定に基づき、全ての医師が届出を行う感染症（全数把握）の患者の発生の届出を行うもの。
相談センター	新型インフルエンザ等の発生国・地域からの帰国者及び入国者又は患者への濃厚接触者であって、発熱・呼吸器症状等がある人からの相談に応じるための電話窓口。

第7章 住民の生活及び地域経済の安定の確保

用語	内容
双方向のコミュニケーション	地方公共団体、医療機関、事業者等を含む住民等が適切に判断・行動することができるよう、地方公共団体による一方向の情報提供だけでなく、多様な手段を活用して情報の受取手の反応や関心を把握・共有して行うコミュニケーション。
対策本部	<p>新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施するため、政府、県及び市町が設置する体制。対処方針や対策を決定。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特措法に基づき、政府や県、市町が設置する。 <p>※政府対策本部（特措法第15条第1項） 県対策本部（特措法第22条第1項） 市対策本部（特措法第34条第1項）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上記のほか、条例や条例に基づく要綱等により、県や市町が独自に設置する場合がある。
地方衛生研究所	地域保健法第26条に規定する調査・研究、試験・検査、情報収集・分析・提供、研修・指導等の業務を行う都道府県等の機関（当該都道府県等が当該業務を他の機関に行わせる場合は、当該機関。）をいう。
定点把握	感染症法第14条の規定に基づき、都道府県が指定した医療機関のみが届出を行う感染症の患者の発生を把握する方法。
登録事業者	特措法第28条に規定する医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者であって厚生労働大臣の定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けているもの。
特措法	新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）。
特定新型インフルエンザ等対策	特措法第2条第2号の2に規定する特定新型インフルエンザ等対策のこと。地方公共団体が特措法及び感染症法の規定により実施する措置であって、新型インフルエンザ等のまん延を防止するため特に必要があるものとして新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令第1条に規定するもの。
特定接種	<p>特措法第28条の規定に基づき、医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため、国が緊急の必要があると認めるときに、臨時に行われる予防接種のこと。</p> <p>特定接種の対象となり得る人は、</p> <ol style="list-style-type: none"> ①医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者であって厚生労働大臣の登録を受けているもの（登録事業者）のうちこれらの業務に従事する人（厚生労働大臣の定める基準に該当する人に限る。） ②新型インフルエンザ等対策の実施に携わる国家公務員

第7章 住民の生活及び地域経済の安定の確保

用語	内容
	③新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員である。
偽・誤情報	いわゆるフェイクニュースや真偽不明の誤った情報等。
濃厚接触者	感染した人と近距離で接触したり、長時間接触したりして新型インフルエンザ等にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある人。
パルスオキシメーター	皮膚を通した光の吸収値で酸素飽和度を測定する医療機器。
フレイル	身体性脆弱性のみならず精神・心理的脆弱性や社会的脆弱性等の多面的な問題を抱えやすく、自立障がいや死亡を含む健康障がいを招きやすいハイリスク状態を意味する。
平時	患者発生後の対応時以外の状態（準備期）。
まん延防止等重点措置	<p>特措法第2条第3号に規定する新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置のこと。</p> <p>第31条の8第1項の規定に基づき、新型インフルエンザ等が国内で発生し、特定の区域において、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある当該区域における新型インフルエンザ等のまん延を防止するため、まん延防止等重点措置を集中的に実施する必要があるものとして政令で定める要件に該当する事態が発生したと認めるとき、国が公示した期間において、当該区域を管轄する都道府県が講ずる措置。</p> <p>例えば、措置を講ずる必要があると認める業態に属する事業を行う人に対し、営業時間の変更等を要請すること等が含まれる。</p>
有事	新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性のある感染症の発生の情報を探知した段階から特措法第21条に規定する政府対策本部の廃止までをいう。
予防計画	感染症法第10条に規定する都道府県及び保健所設置市が定める感染症の予防のための施策の実施に関する計画。
予防投与	新型インフルエンザウイルスの曝露を受けた人は、無症状又は軽微な症状であっても他人に感染させるおそれがあることから、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を実施する。
リスクコミュニケーション	個人、機関、集団間での情報や意見のやりとりを通じて、リスク情報とその見方の共有をめざす活動であり、適切なリスク対応（必要な情報に基づく意思決定・行動変容・信頼構築等）のため、多様な関与者の相互作用等を重視した概念。
リスク評価	情報収集・分析を通じ、リスクの程度を評価し、その分析結果の提供を行う体系的なプロセスをさす。

第7章 住民の生活及び地域経済の安定の確保

用語	内容
	リスク評価は、感染症が公衆衛生に影響を及ぼす可能性とその影響の程度を評価し、効果的な対策の意思決定に活用することを目的とする。
ワンヘルス・アプローチ	人間及び動物の健康並びに環境に関する分野横断的な課題に対し、関係者が連携してその解決に向けて取り組むこと。
EBPM	<p>エビデンスに基づく政策立案（Evidence Based Policy Making の略）。</p> <p>①政策目的を明確化させ、②その目的達成のため本当に効果が上がる政策手段は何か等、政策手段と目的の論理的なつながり（ロジック）を明確にし、③このつながりの裏付けとなるようなデータ等のエビデンス（根拠）を可能な限り求め、「政策の基本的な枠組み」を明確にする取組。</p>